

令和 2 年 5 月 27 日

監査事務局

令和元年度第 2 期定期監査結果等の公表について

監査の結果に関し、明日令和 2 年 5 月 28 日、福岡市公報及び福岡市監査事務局ホームページにて公表します。

1 概要説明資料

- ・令和元年度第 2 期監査結果（事務）及び令和元年度行政監査について
- ・令和元年度第 2 期監査結果（工事）について
- ・令和元年度第 2 期監査結果（事務）の概要
- ・令和元年度第 2 期監査結果（工事）の概要
- ・令和元年度行政監査の結果について（概要）

2 公表資料（福岡市公報掲載データ）

- ・2 監査公表第 4 号（監査の結果に関する報告について）
- ・2 監査公表第 5 号（監査の結果に関する報告について）
- ・2 監査公表第 6 号（行政監査の結果に関する報告及び意見の提出について）

3 参考資料

- ・令和元年度監査年間スケジュール

○事務監査

（担当課）事務監査課

（電 話）711-4707

（内線 7210）

（担 当）五十川

○工事監査

（担当課）工事監査課

（電 話）711-4710

（内線 7220）

（担 当）緒 方

令和元年度 第2期 監査結果（事務）及び行政監査について

第1 令和元年度第2期監査結果（事務）

1 監査の概要

(1) 対象期間 平成28年1月 ～ 令和2年2月

(注) 監査の対象期間は、上記の範囲内で局区等、団体毎に異なる。

(2) 監査対象及び指摘・意見のある局区等・団体

区分	定期監査	財政援助団体等監査						合計
	局区等	財政援助団体		出資団体		指定管理者		
		団体	所管局	団体	所管局	団体	所管局	
監査対象局区等・団体	17	1	1	4	4	11	6	36 局区等・団体
指摘・意見のある 局区等・団体	3	0	0	0	0	0	0	3 局区等・団体

※合計欄の数は、定期監査の局区等と財政援助団体等の所管局が重複するため、各欄の合計値とは一致しない。

2 監査の結果

(1) 定期監査

・指摘

(単位：件)

指摘件数 局区等	内容別指摘件数							指摘件数計	公 報 ページ
	財務 事務	収入 事務	支出 事務	契約 事務	財産 管理 事務	物品 管理 事務	その 他		
保健福祉局	0	0	1	0	0	0	0	1	P4
港湾空港局	0	0	0	1	0	0	0	1	P4
南区役所	0	1	0	0	0	0	0	1	P5
合 計	0	1	1	1	0	0	0	3	

・意見なし

※定期監査対象局区等

市長室，市民局，保健福祉局，環境局，農林水産局，住宅都市局，港湾空港局，東区，博多区，中央区，南区，城南区，早良区，西区，水道局，農業委員会，中央区選管

(2) 財政援助団体等監査

ア 財政援助団体監査

- ・指摘・意見なし

〔 財政援助団体：福岡食肉市場(株)
所 管 局：農林水産局 〕

イ 出資団体監査

- ・指摘・意見なし

〔 出 資 団 体：(社福)福岡市社会福祉事業団，(株)福岡クリーンエナジー，
(公財)福岡市緑のまちづくり協会，博多港ふ頭(株)
所 管 局：保健福祉局，環境局，住宅都市局，港湾空港局 〕

ウ 公の施設の指定管理者監査

(ア)対象団体

- ・指摘・意見なし

(イ)所管局

- ・指摘・意見なし

※公の施設の指定管理者監査対象団体

「つながるコミセンわじろ」マネジメントグループ，太平ビルサービス(株)，
魅力ある「さいとびあ」マネジメントグループ，「あすみん」マネジメントグループ，
西鉄ビルマネジメント(株)，アマノマネジメントサービス(株)，
J R九州レンタカー&パーキング(株)，(特非) I - D O，
(株)サン・ライフ，よかたい図書館共同事業体，東図書館管理運営共同企業体

※所管局

市民局，経済観光文化局，道路下水道局，博多区，中央区，教育委員会

第 2 令和元年度行政監査について

1 監査の結果

- ・指摘なし

- ・意見

監査のテーマ	対象局区等	意見件数	公報 ページ
地域防災計画における 備蓄品の管理状況及び 物資の調達・供給の仕 組みについて	災害に対応するための備蓄品及び災害時の協 定等に基づく物資の調達・管理・供給(主に食 料・生活必需品)に関係する所属 ※給水車等による応急給水は除く	8	P39～102

【問い合わせ先】

○ 事務監査

監査事務局 事務監査課長 五十川 711-4707(内線7210)

※公報：令和2年5月28日 第6677号

令和元年度 第2期 監査結果（工事）について

1 監査の概要

(1) 対象期間 平成28年9月～令和元年6月

(注) 監査の対象期間は、上記の範囲内で局区、団体毎に異なる。

(2) 監査対象及び指摘・意見のある局区・団体

区分	定期監査	出資団体	合計
	局区	団体	
監査対象局区・団体	6	4	10局区・団体
指摘・意見のある局区・団体	5	0	5局区

2 監査の結果

(1) 定期監査

・指摘

(単位：件)

局区 指摘件数	内容別指摘件数									指摘 件数 合計	公 報 ページ
	計画	設計	積算	施工	委託	維持 管理	契約	検査	その他		
環境局	0	0	2	1	0	0	0	0	0	3	P5
農林水産局	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	P6
住宅都市局	0	0	3	1	1	0	0	0	0	5	P7
城南区役所	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2	P9
早良区役所	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2	P9
合 計	0	0	5	6	2	0	1	0	0	14	

・意見なし

※定期監査対象局区

環境局，農林水産局，住宅都市局，城南区役所，早良区役所，西区役所

(2) 出資団体監査

・指摘・意見なし

(社福) 福岡市社会福祉事業団
(株) 福岡クリーンエナジー
(公財) 福岡市緑のまちづくり協会
博多港ふ頭 (株)

【問い合わせ先】

○ 工事監査

監査事務局 工事監査課長 緒方 711-4710(内線7220)

※公報：令和2年5月28日 第6677号

元年度 第 2 期 監査結果（事務）の概要

1 定期監査

局 区 等	監査の結果（別添公報より抜粋）
保 健 福 祉 局	報酬支出事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの 嘱託員の報酬については、嘱託員就業要綱に則り支給しなければならない。 しかしながら、平成 30 年度の原課の嘱託員の 4 月及び 5 月分の報酬について、私傷病のため 4 月 1 日から 5 月 30 日までを勤務免除としているが、有給は 5 日であるため、精神保健福祉嘱託員就業要綱に基づき報酬を減額しなければならないが、全額を支給していた。 今後、給与等の支出事務については、関係法令等に則り、適正に行うよう十分注意されたい。 （精神保健福祉センター）
港 湾 空 港 局	委託料等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの 委託料等の支出については、履行確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成 30 年度「港湾空港局 I C 事業部執務室区画壁撤去等業務委託」外 3 件の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。 今後、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。 （港湾管理課）
南 区 役 所	現金収納事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの 収納金等現金の取扱いについては、区出納員は収納した現金をその日に払い込むことになっており、それによりがたい場合は指定金融機関等の翌営業日までに払い込まなければならない。 しかしながら、令和元年度の市税の現金収納事務において、区出納員が収納した現金を 21 日遅れて払い込んでいるものがあった。 今後は、関係法令等に則り適正に行うよう十分注意されたい。 （納税課）

令和元年度 第2期 監査結果（工事）の概要

1 定期監査

(1) 局別監査

局 区	監査の結果（別添公報より抜粋）	（参考） 違算額※1
環 境 局	(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの A 間接工事費の算定を適正に行うべきもの 臨海工場2号外計装設備改良工事 [No.9] （契約金額1億7,172万円） 本工事は臨海工場に設置された計装設備の改良工事である。 間接工事費の算定において、準備費と現場管理費について経費率等の適用を誤った結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （工場整備課）	過大 2,484千円
	B 労務費と複合工賃の積算を適正に行うべきもの 東部污水处理場中央監視制御装置外更新工事 [No.11] （契約金額1億8,900万円） 本工事は東部污水处理場に設置された中央監視制御装置外の更新工事である。 労務費の算定において、労務単価を誤った結果、過小な積算となっていた。 また、複合工賃の算定で総括集計表への入力を誤った結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （施設課）	過小 384千円 過大 1,047千円
	(イ) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 施工管理を適正に行うべきもの 東部（伏谷）埋立場 浸出水調整池改修工事 [総合評価] [No.2] （契約金額1億2,430万8,000円） 本工事は東部（伏谷）埋立場の浸出水調整池の改修工事である。 「道路交通法」では、貨物の大きさ等が車両の積載制限を超える場合、警察署長が許可したときは車両を運転することができるとなっている。 しかしながら、ガードレールの処分場への運搬において、ガードレールが運搬車両の積載制限（車長の1割）を超えているにもかかわらず、警察署長の許可を得ないまま運転していた。 今後は、積載制限を超えた車両の運転の許可取得について、受注者への指導を徹底されたい。 （施設課）	—

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

農 林 水 産 局	施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの (ア) 建設リサイクル法を遵守すべきもの 林道早良線防災工事 [No.1] (契約金額3,136万5,360円) 本工事は林道の防災工事である。 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、発注者は同法第11条等の規定に基づき福岡市長にあらかじめ通知しなければならないこととなっているが、通知していなかった。 今後は、適正な施工管理に努められたい。 (森林・林政課)	—
	(イ) 消防法に基づく届出において、受注者を適正に指導・監督すべきもの 西区大字羽根戸地内 譜代池改良工事 [No.2] (契約金額3,364万3,080円) 本工事はため池堤体からの漏水を防止するため、止水を目的とした堤体の改良工事である。 本工事の土質安定処理剤として使用された生石灰は、「消防法」及び「危険物の規制に関する政令」において、取り扱う際にはあらかじめ所轄消防長又は消防署長に届出が必要な物質に指定されているが、届出がされていなかった。 今後は、適正な届出をされるよう、受注者への指導・監督を徹底されたい。 (農業施設課)	—
住 宅 都 市 局	(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの A 解体工事の積算を適正に行うべきもの 平成29年度市営板付住宅9棟解体工事 [No.19] (契約金額5,419万1,160円) 本工事は市営板付住宅9棟の解体工事である。 建物外部でアスベスト含有成形板の撤去作業を行う場合は、防音シート等に対象建物の高さ程度まで隙間なく囲むなどの飛散防止措置を講じる必要がある。 しかしながら、市営住宅に付帯する自転車駐車場の解体において、防音シート及び防音シートを設置するための外部足場を計上していなかった。 また、解体工事においては、とりこわし機械運搬費を計上することとなっているが、計上しなかった結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (住宅建設課)	過小 733 千円
	B 見積りによる単価の採用を適正に行うべきもの 香椎駅周辺土地地区画整理事業都市計画道路香椎駅前線照明灯整備工事 [No.34] (契約金額2,314万8,720円) 本工事は香椎駅周辺土地地区画整理事業にかかる都市計画道路香椎駅前線の照明灯を整備する工事である。 LED 照明器具の単価の採用にあたり、見積比較において、一部の見積りで電源装置を含まない価格を採用した結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (計画課)	過小 712 千円

C 残土運搬及び処分費の積算を適正に行うべきもの 南公園センターゾーンエントランス複合施設新築工事 [総合評価] [No.29] (契約金額10億4,016万9,600円) 本工事は南公園センターゾーンのエントランス複合施設の新築工事である。 土工事の積算において、残土運搬・処分の数量を誤って計上していた。 また、金属製建具工事の積算において、一部建具の未計上及び見積りによる 単価の採用を誤った結果、過小な積算となっていた。 さらに、コンクリートの一部について強度を誤って計上した結果、過大な積 算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (動物園)	過小 14,077 千円 過大 329 千円
(イ) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 建設リサイクル法を遵守すべきもの 平成29年度市営福浜住宅 7 棟耐震等改修事業 [No.22] (契約金額 2 億8,836万円) 本事業は市営福浜住宅 7 棟の耐震等改修事業である。 本事業は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建 設工事に該当するため、発注者は同法第11条等の規定に基づき福岡市長にあらか じめ通知しなければならないこととなっているが、通知していなかった。 今後は、適正な施工管理に努められたい。 (住宅建設課)	—
(ウ) 委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 契約事務を適正に行うべきもの レベルファイブスタジアム圃場川砂運搬業務委託 [No.14] (契約金額497万6,640円) 本委託は別途発注のレベルファイブスタジアム圃場改修工事で使用する川砂を 調達するための運搬業務委託である。 当該圃場に使用する川砂をレベルファイブスタジアムフィールドと同材とする ため、同フィールドの改修工事を受注していた特定建設工事共同企業体と特命随 意契約していた。 しかしながら、本業務の主たる目的が材料の調達であり、物品として契約すべ きところを業務委託として契約したことは不適切であった。 また、本来契約の相手方とはならない同企業体と契約したことは、適正ではな かった。 今後は、適正な契約事務に努められたい。 (みどり整備課)	—

城南区役所	(ア) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 工事中の歩行者安全対策を適切に行うべきもの 県道東油山唐人線歩道改良工事 [No. 1] (契約金額1,350万4,320円) 本工事は歩道のバリアフリー化を目的とした改良工事である。 本工事区間における横断歩道の手前には、視覚障がい者誘導用ブロックが設置されており、工事にあたっては「福岡市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」に則り、現状の誘導機能を確保しながら行う必要がある。 しかしながら、歩道の改良工事に伴い、視覚障がい者誘導用ブロックが一時的に撤去されたまま、復旧の段取りが遅れ、約13日間、現状の誘導機能を確保されないまま通行をさせていた。 今後は、工事中の歩行者に対する安全対策について適切な措置を講じるよう徹底されたい。 (地域整備課)	—
城南区役所	(イ) 契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 契約変更を適正に行うべきもの [重点事項] 県道東油山唐人線歩道改良工事 [No. 1] (契約金額1,350万4,320円) 本工事は歩道のバリアフリー化を目的とした改良工事である。 「契約事務の手引」において、設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとなっているが、軽微な設計変更に伴うものに限って、工期末に行うことができることとなっている。 しかしながら、軽微な設計変更に該当しない変更が発生した際に速やかな契約変更の手続きを行っておらず、工期末にまとめて行っていた。 今後は、契約事務を適正に行うよう努められたい。 (地域整備課)	—
早良区役所	(ア) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 建設発生土の処分場の立会を適正に行うべきもの 主要地方道大野城二丈線野芥交差点信号移設工事(2次設置工) [No.14] (契約金額1,411万6,680円) 本工事は交差点の信号移設工事である。 「積算運用の手引き」において、建設発生土を自由処分する際に指定処分場及び建設発生土リサイクルプラント以外へ搬入する場合は、処分場の立会を行い、確認することとなっている。 しかしながら、本工事では指定処分場及び建設発生土リサイクルプラント以外へ建設発生土を搬入していたが、処分場の立会を実施していなかった。 今後は、建設発生土の処分場の適正な立会に努められたい。 (地域整備課)	—

	(イ) 委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 業務委託料の積算を適正におこなうべきもの 早良保健所庁舎清掃空調運転及び受付収納等業務委託 [No.16] (契約金額1,274万4,000円) 本委託は早良保健所の庁舎清掃業務、冷暖房管理業務及び窓口受付収納事務等を行う委託である。 業務委託料の算定において、福岡市の保守管理業務委託設計積算基準で定めた積算基準プログラムを使用して積算しているが、運転監視及び日常点検の労務費単価を誤っていた。また受付業務において、業務内容に応じた労務単価を設定すべきところ、単価の根拠が不明であった。さらに設計金額の採用において見積りからの反映方法が不明瞭であった。 今後は、適正な積算に努められたい。 (健康課)	—
--	---	--------------------------------------

令和元年度行政監査の結果について（概要）

1 監査のテーマ

地域防災計画における備蓄品の管理状況及び物資の調達・供給の仕組みについて

2 監査の目的

本市では平成 28 年 4 月の熊本地震の教訓を踏まえ、平成 30 年 6 月に福岡市地域防災計画の見直しを行ったところであるが、その後も平成 30 年 7 月豪雨などの災害が発生しており、災害への備えはますます重要になっていることから、今後の本市の災害対応力の向上に資することを目的として、地域防災計画における公的備蓄品の配置・管理及び協定等に基づき調達される物資の供給の仕組みについて、検証するもの。

3 監査の期間 令和元年 5 月から同 2 年 3 月まで

4 監査の対象

災害に対応するための備蓄品及び災害時の協定等に基づく物資の調達・管理・供給(主に食料・生活必需品)に係る所属

※給水車等による応急給水は除く

5 実施した調査

(1) 調査票による事前調査

備蓄品の管理状況及び物資の調達・供給の仕組みについて確認するため、文書による調査を実施

(2) 実地調査

調査票調査の結果を踏まえ、備蓄品目や備蓄場所の所在地等のバランスを考慮して抽出した 49 か所の備蓄場所等について、実態把握のため、実地調査を実施

6 監査の結果

本市では、災害用の備蓄に関して、毎年 9 月 1 日から 7 日までを「備蓄促進ウィーク」と定め、家庭や職場での備蓄促進を図るとともに、公的備蓄については、地域防災計画に基づいた品目及び数量がおおむね配置されていることが確認できた。しかしながら、備蓄数量の積算根拠、流通備蓄の調達・供給及び本市災害対策本部内の連携等について、一部に改善を要する事例が見受けられたことから、検討又は改善を要する項目について意見が出された。主な意見は次のとおり。

(1) 備蓄計画の品目の工夫と備蓄計画書の作成の検討

調査結果の概要	意見の主な内容
【品目について】	・本市の地域防災計画には備蓄計画はあるも

・国のプッシュ型支援の基本８品目と比較すると、本市では大人用おむつとトイレットペーパーを備蓄していない。 P 52 【計画数量の積算根拠について】 ・簡易トイレ 52 台で 140,000 回使用した場合、1 人の 1 回のトイレ使用時間が 96 秒となり、非現実的。 P 52 ・粉ミルク及び紙おむつの想定対象者数は、福岡市統計書の推計人口（H29.10.1）を市の示す積算基準に当てはめ、計算すると計画を下回る。 ・生理用品は同様に計算すると計画上 1,132 枚不足する。 P 53 ・帰宅困難者は公的備蓄品の配分対象に含まれていない。 ・災害対応従事者用の備蓄は、一部の区災害対策本部及び消防局が独自に備蓄しているのみ。 P 54	の、必要品目の考え方、必要数量の積算根拠及び更新時期など備蓄のあり方を体系的にまとめたものとはなっていない。 ・発災後直ぐに備えておくべき公的備蓄物資を迅速かつ確実に供給できる体制を構築するためには、必要備蓄数量の確保及び備蓄物資の質の向上、さらには被災者支援に係る国の動向及び各種団体との協定の内容等を踏まえた備蓄を行うことが不可欠であり、数年ごとに見直しを図ることが必要。 ・適宜更新可能な備蓄計画書を新たに作成することが望ましい。 P 74
--	--

（２）備蓄品の管理

調査結果の概要	意見の主な内容
・市民局は、集中備蓄品及び分散備蓄品ともに市民局の管理としている。 一方で、校区防災倉庫の備蓄品は地域の防災訓練等に使用でき、使用により消耗した物資については、使用者が補充する運用を行っているが、補充について、確認していない。 P 57 ・各区災害対策本部の全てが、校区防災倉庫の備蓄品の在庫管理について、効果的に管理ができるため、在庫管理の主体としては、校区自主防災組織が適していると回答。 P 69 ・調査を行った 32 箇所（校区防災倉庫を除く）のうち、数量の受払を帳簿で管理していたのは 12 箇所（37.5%）であり、帳簿と在庫数量が一致していない事例や現物が確認できなかった事例等あり。 P 58	・備蓄品について、市は定期的な管理を行っておらず、十分に管理しているとは言い難い。 市民局は、備蓄品の管理に関する役割分担や管理方法に関する考え方を整理するとともに、市民局及び区役所が管理する保管場所においては、使用の都度の確実な数量確認や定期的な棚卸しの実施など、確実な数量把握に努められたい。 P 75

(3) 備蓄場所の管理

調査結果の概要	意見の主な内容
・呉服町ビジネスセンター地下1階 複数局区の物資が保管されており，使用不能と思われる布団等が山積みされたままとなっているほか，高く積み上げられた衛生資材の入った段ボールが倒れかかっているなど危険な状態。 P63 ・区役所及び公民館 倉庫等の整理整頓が行われておらず，備蓄品の在りかが直ぐに判明しない事例，保管庫の扉が障害物で開けにくい事例などがあり。 P64	・市民局は，必要なものと不必要なものを選別し，早急に倉庫内の整理整頓を実施するとともに，倉庫内の環境が安全に保たれるように保管物資の所有局等を指導されたい。 ・市民局及び区役所等は発災時に必要な備蓄品が速やかに供給できるよう，整理整頓し備蓄場所を適正に管理されたい。 P75

(4) 地域防災計画における区災害対策本部独自の備蓄の位置づけ

調査結果の概要	意見の主な内容
・区災害対策本部では，避難者等用として独自に備蓄を行っている区と行っていない区があったが，その目的などが十分整理されていない。 また，避難者用の独自の備蓄の状況が区ごとに異なることについて，7区のうち5区が市で共通の対応となるよう方針が必要と考えている。 P54	・市民局は，地域防災計画における公的備蓄と各区の独自備蓄の位置づけを整理し，必要な備蓄であれば，目的等を明確にし，地域防災計画に記載されたい。 P75

(5) 災害対応部署の連携強化

調査結果の概要	意見の主な内容
・災害対策本部を設置したときは，迅速かつ効率的な災害対応のため，必要に応じて機能別チームを編成となっているが，市民局，関係各局及び各区は，物資が有効に供給される仕組みの構築等に関する具体的な計画，マニュアルをいずれにおいても作成していないなど十分に連携がとれていない。 P69	・市民局は，発災時に速やかに対応できるよう，関係各局及び各区と協議の上，役割分担を明確にし，実効性のある体制となるよう連携を強化されたい。 P76

（６）実行性のある流通備蓄

調査結果の概要	意見の主な内容
・生活必需品の調達先として 15 の企業等，災害応急業務に必要な資機材や生活物資等の輸送及び物資の集積拠点での荷捌きの荷役の提供等の協定先として 5 企業等と協定を結んでいる。（令和元年 10 月 7 日現在） ・災害時応援協定に基づく調達物資（流通備蓄）の必要数量について，検討されていない。P68	・今般の災害で見えてきた課題から必要とされる物資の種類や物資の性能の向上等によるニーズの変化等も考慮し，これまで締結している協定内容を検証し，実効性のある流通備蓄の確保に努められたい。 P76

（７）物資の迅速かつ円滑な集配送に向けた取り組み

調査結果の概要	意見の主な内容
【救援物資の二次集積拠点】 ・国や自治体等からの救援物資も含めた調達物資の受け入れ体制について，集積拠点から各避難所等への輸送体制を定めたものはない。 ・地域防災計画における救援物資の二次集積拠点について，候補地はあるものの具体的な場所は現時点では決定していない。P68～69	・平時において支援物資輸送のための具体的な計画を策定し，発災直後に迅速かつ確実に集配送できる体制の整備に努められたい。 P76

（８）市民・企業への自主備蓄の啓発

調査結果の概要	意見の主な内容
・市民局では，防災に関する出前講座を実施し，その参加人数も年々増加。（30 年度：165 回，参加人数 8,713 人） ・区役所での取り組み - 市の備蓄状況の周知の実施 4 区。 - 自主的備蓄の必要性の周知の実施 6 区。等 P73	・啓発活動の効果を検証するため定期的に自主備蓄に関する調査などを行い，さらに積極的な市民及び企業等への自主備蓄の啓発に努められたい。 P77

問合せ先

福岡市監査事務局 事務監査課 五十川
電話 092-711-4707（内線 7210）

〔参考：年間スケジュール〕

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定期監査	事務監査					第1期 会計室 総務企画局 財政局 こども未来局 経済観光文化局 道路下水道局 消防局 交通局 教育委員会			第2期 市長室 市民局 保健福祉局 環境局 農林水産局 住宅都市局 港湾空港局 区役所(全区) 水道局 農業委員会事務局				
	工事監査			第1期 総務企画局 財政局 経済観光文化局 道路下水道局 消防局 教育委員会			第2期 環境局 農林水産局 住宅都市局 城南区役所 早良区役所 西区役所						
行政監査													
財政援助団体監査						第1期 (一財)福岡市職員厚生会 (NPO)アジア太平洋こども会議・イン福岡 (公社)福岡貿易会			第2期 福岡食肉市場(株)				
出資団体監査	事務監査					第1期 (公財)福岡よかトピア国際交流財団 (公財)福岡観光コンベンションビューロー (公財)九州先端科学技術研究所 (公財)福岡市学校給食公社 (公財)福岡市教育振興会			第2期 (社福)福岡市社会福祉事業団 (株)福岡クリーンエナジー (公財)福岡市緑のまちづくり協会 博多港ふ頭(株)				
	工事監査			第1期 (公財)福岡よかトピア国際交流財団 (公財)福岡観光コンベンションビューロー (公財)九州先端科学技術研究所 (公財)福岡市学校給食公社 (公財)福岡市教育振興会			第2期 (社福)福岡市社会福祉事業団 (株)福岡クリーンエナジー (公財)福岡市緑のまちづくり協会 博多港ふ頭(株)						
公の施設の 指定管理者監査						第1期 (一社)福岡市保育協会 福岡市医師会・鹿島建物共同事業体 木下緑化建設(株) (一社)福岡市乳牛育成協会 ふれあい・よか農園メンテナンスグループ 九州林産(株) (株)西鉄グリーン土木 (株)環境開発 アオバパークメンテナンスグループ (株)都市造園 (公財)福岡市緑のまちづくり協会 グループフォース 九州グラウンド(株)			第2期 「つながるコミセンわじろ」マネジメントグループ 太平ビルサービス(株) 魅力ある「さいとびあ」マネジメントグループ 「あすみん」マネジメントグループ 西鉄ビルマネジメント(株) アマノマネジメントサービス(株) JR九州レンタカー＆パーキング(株) (特非)タウモビルネットワーク北九州 (株)サン・ライフ よかたい図書館共同事業体 東図書館管理運営共同企業体				
例月出納検査		(毎月25日)											
決算審査等													

福岡市公報

令和2年5月28日 第6677号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次 監査委員

ページ

○監査公表（監査公表第4号）	1
○監査公表（監査公表第5号）	21
○監査公表（監査公表第6号）	39

監査委員

2 監査公表第4号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和2年5月28日

福岡市監査委員	平 畑 雅 博
同	松 野 隆
同	谷 山 昭
同	篠 原 俊

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象、区分及び実施期間
 - (1) 監査の対象局等、区分、対象期間及び実施期間
 - ア 市長室
(事務監査) 対象期間 平成29年1月から令和2年1月まで
実施期間 令和元年11月29日から同2年1月10日まで
 - イ 市民局

	(事務監査)	対象期間	平成29年１月から令和元年12月まで
		実施期間	令和元年11月29日から同年12月13日まで
ウ	保健福祉局		
	(事務監査)	対象期間	平成29年１月から令和２年１月まで
		実施期間	令和元年11月20日から同２年１月31日まで
エ	環境局		
	(事務監査)	対象期間	平成29年１月から令和２年１月まで
		実施期間	令和元年11月20日から同２年１月28日まで
	(工事監査)	対象期間	平成29年８月から令和元年６月まで
		実施期間	令和元年10月１日から同２年１月31日まで
オ	農林水産局		
	(事務監査)	対象期間	平成28年12月から令和２年２月まで
		実施期間	令和元年11月29日から同２年２月５日まで
	(工事監査)	対象期間	平成29年８月から令和元年６月まで
		実施期間	令和元年10月１日から同２年１月31日まで
カ	住宅都市局		
	(事務監査)	対象期間	平成29年１月から令和２年１月まで
		実施期間	令和元年11月29日から同２年１月17日まで
	(工事監査)	対象期間	平成29年８月から令和元年６月まで
		実施期間	令和元年10月１日から同２年１月31日まで
キ	港湾空港局		
	(事務監査)	対象期間	平成29年１月から令和２年１月まで
		実施期間	令和元年11月20日から同２年１月29日まで
ク	東区役所		
	(事務監査)	対象期間	平成28年12月から令和元年12月まで
		実施期間	令和元年11月29日から同年12月23日まで
ケ	博多区役所		
	(事務監査)	対象期間	平成28年12月から令和２年１月まで
		実施期間	令和元年11月20日から同２年１月８日まで
コ	中央区役所		
	(事務監査)	対象期間	平成29年１月から令和元年12月まで
		実施期間	令和元年11月20日から同年12月13日まで
サ	南区役所		
	(事務監査)	対象期間	平成28年12月から令和２年１月まで
		実施期間	令和元年11月29日から同２年１月17日まで
シ	城南区役所		

- (事務監査) 対象期間 平成28年12月から令和元年12月まで
実施期間 令和元年11月29日から同年12月3日まで
- (工事監査) 対象期間 平成29年8月から令和元年6月まで
実施期間 令和元年10月1日から同2年1月31日まで
- ス 早良区役所
- (事務監査) 対象期間 平成28年12月から令和元年12月まで
実施期間 令和元年11月29日から同年12月9日まで
- (工事監査) 対象期間 平成29年8月から令和元年6月まで
実施期間 令和元年10月1日から同2年1月31日まで
- セ 西区役所
- (事務監査) 対象期間 平成29年1月から令和元年12月まで
実施期間 令和元年11月20日から同年12月19日まで
- (工事監査) 対象期間 平成29年8月から令和元年6月まで
実施期間 令和元年10月1日から同2年1月31日まで
- ソ 水道局
- (事務監査) 対象期間 平成29年1月から令和2年2月まで
実施期間 令和元年11月20日から同2年2月7日まで
- タ 農業委員会事務局
- (事務監査) 対象期間 平成28年12月から令和元年12月まで
実施期間 令和元年11月20日から同年12月23日まで
- チ 中央区選挙管理委員会事務局
- (事務監査) 対象期間 平成31年1月から令和元年12月まで
実施期間 令和元年12月10日

(2) 監査の対象事務

事務監査は各局区及び行政委員会所掌の財務に関する事務の執行を、工事監査は各局区所掌の工事等を対象とした。

3 監査の方法

監査は、前記の対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、事務監査は別表1の課等において抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表2から別表7までの工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

なお、複数の部局を横断的にチェックするなどの重点事項として、事務監査では「行政財産の目的外使用許可事務」等を、工事監査では「設計変更」を設定した。

また、工事監査において、総合評価方式により契約された工事については、落札者の選考過程についても留意し監査を実施し、契約金額が250万円以下の小規模工事等については、「工事等の契約事務について」をテーマとして監査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、一部の局等において注意、改善を要する事項が見受けられた。

(事務監査)

(1) 局別監査

ア 市長室

特に指摘する事項はなかった。

イ 市民局

特に指摘する事項はなかった。

ウ 保健福祉局

報酬支出事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

嘱託員の報酬については、嘱託員就業要綱に則り支給しなければならない。

しかしながら、平成30年度の原課の嘱託員の4月及び5月分の報酬について、私傷病のため4月1日から5月30日までを勤務免除としているが、有給は5日であるため、精神保健福祉嘱託員就業要綱に基づき報酬を減額しなければならないが、全額を支給していた。

今後、給与等の支出事務については、関係法令等に則り、適正に行うよう十分注意されたい。

(精神保健福祉センター)

エ 環境局

特に指摘する事項はなかった。

オ 農林水産局

特に指摘する事項はなかった。

カ 住宅都市局

特に指摘する事項はなかった。

キ 港湾空港局

委託料等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの

委託料等の支出については、履行確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成30年度「港湾空港局ⅠＣ事業部執務室区画壁撤去等業務委託」外3件の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。

今後、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。

(港湾管理課)

ク 東区役所

特に指摘する事項はなかった。

ケ 博多区役所

特に指摘する事項はなかった。

コ 中央区役所

特に指摘する事項はなかった。

サ 南区役所

現金収納事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

収納金等現金の取扱いについては、区出納員は収納した現金をその日に払い込むことになっており、それによりがたい場合は指定金融機関等の翌営業日までに払い込まなければならない。

しかしながら、令和元年度の市税の現金収納事務において、区出納員が収納した現金を21日遅れて払い込んでいるものがあった。

今後は、関係法令等に則り適正に行うよう十分注意されたい。

(納税課)

シ 城南区役所

特に指摘する事項はなかった。

ス 早良区役所

特に指摘する事項はなかった。

セ 西区役所

特に指摘する事項はなかった。

ソ 水道局

特に指摘する事項はなかった。

タ 農業委員会事務局

特に指摘する事項はなかった。

チ 中央区選挙管理委員会事務局

特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

(1) 局別監査

ア 環境局

(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

A 間接工事費の算定を適正に行うべきもの

臨海工場2号外計装設備改良工事 [No.9]

(契約金額 1億7,172万円)

本工事は臨海工場に設置された計装設備の改良工事である。

間接工事費の算定において、準備費と現場管理費について経費率等の適用を誤った結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(工場整備課)

B 労務費と複合工賃の積算を適正に行うべきもの

東部汚水処理場中央監視制御装置外更新工事 [No.11]

(契約金額 1 億8,900万円)

本工事は東部汚水処理場に設置された中央監視制御装置外の更新工事である。

労務費の算定において、労務単価を誤った結果、過小な積算となっていた。

また、複合工賃の算定で総括集計表への入力を誤った結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(施設課)

(イ) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
施工管理を適正に行うべきもの

東部（伏谷）埋立場 浸出水調整池改修工事 [総合評価] [No.2]

(契約金額 1 億2,430万8,000円)

本工事は東部（伏谷）埋立場の浸出水調整池の改修工事である。

「道路交通法」では、貨物の大きさ等が車両の積載制限を超える場合、警察署長が許可したときは車両を運転することができるとなっている。

しかしながら、ガードレールの処分場への運搬において、ガードレールが運搬車両の積載制限（車長の1割）を超えているにもかかわらず、警察署長の許可を得ないまま運転していた。

今後は、積載制限を超えた車両の運転の許可取得について、受注者への指導を徹底されたい。

(施設課)

※ [] 内の数字は、「別表2 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

※ [総合評価] は、当該工事が総合評価方式により契約されたものであることを示す

イ 農林水産局

施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

(ア) 建設リサイクル法を遵守すべきもの

林道早良線防災工事 [No.1]

(契約金額3,136万5,360円)

本工事は林道の防災工事である。

本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、発注者は同法第11条等の規定に基づき福岡市長にあらかじめ通知しなければならないこととなっているが、通知していなかった。

今後は、適正な施工管理に努められたい。

(森林・林政課)

- (イ) 消防法に基づく届出において、受注者を適正に指導・監督すべきもの
西区大字羽根戸地内 譜代池改良工事 [No.2]

(契約金額3,364万3,080円)

本工事はため池堤体からの漏水を防止するため、止水を目的とした堤体の改良工事である。

本工事の土質安定処理剤として使用された生石灰は、「消防法」及び「危険物の規制に関する政令」において、取り扱う際にはあらかじめ所轄消防長又は消防署長に届出が必要な物質に指定されているが、届出がされていなかった。

今後は、適正な届出をされるよう、受注者への指導・監督を徹底されたい。

(農業施設課)

- ※ [] 内の数字は、「別表3 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す
ウ 住宅都市局

- (ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

A 解体工事の積算を適正に行うべきもの

平成29年度市営板付住宅9棟解体工事 [No.19]

(契約金額5,419万1,160円)

本工事は市営板付住宅9棟の解体工事である。

建物外部でアスベスト含有成形板の撤去作業を行う場合は、防音シート等で対象建物の高さ程度まで隙間なく囲むなどの飛散防止措置を講じる必要がある。

しかしながら、市営住宅に付帯する自転車駐車場の解体において、防音シート及び防音シートを設置するための外部足場を計上していなかった。

また、解体工事においては、とりこわし機械運搬費を計上することとなっているが、計上しなかった結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(住宅建設課)

- B 見積りによる単価の採用を適正に行うべきもの

香椎駅周辺土地地区画整理事業都市計画道路香椎駅前線照明灯整備工事 [No.34]

(契約金額2,314万8,720円)

本工事は香椎駅周辺土地地区画整理事業にかかる都市計画道路香椎駅前線の照明灯を整備する工事である。

LED照明器具の単価の採用にあたり、見積比較において、一部の見積りで電源装置を含まない価格を採用した結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(計画課)

- C 残土運搬及び処分費の積算を適正に行うべきもの

南公園センターゾーンエントランス複合施設新築工事 [総合評価] [No.29]

(契約金額10億4,016万9,600円)

本工事は南公園センターゾーンのエントランス複合施設の新築工事である。

土工事の積算において、残土運搬・処分の数量を誤って計上していた。

また、金属製建具工事の積算において、一部建具の未計上及び見積りによる単価の採用を誤った結果、過小な積算となっていた。

さらに、コンクリートの一部について強度を誤って計上した結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(動物園)

- (イ) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
建設リサイクル法を遵守すべきもの

平成29年度市営福浜住宅7棟耐震等改修事業 [No.22]

(契約金額2億8,836万円)

本事業は市営福浜住宅7棟の耐震等改修事業である。

本事業は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、発注者は同法第11条等の規定に基づき福岡市長にあらかじめ通知しなければならないこととなっているが、通知していなかった。

今後は、適正な施工管理に努められたい。

(住宅建設課)

- (ウ) 委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
契約事務を適正に行うべきもの

レベルファイブスタジアム圃場川砂運搬業務委託 [No.14]

(契約金額497万6,640円)

本委託は別途発注のレベルファイブスタジアム圃場改修工事で使用する川砂を調達するための運搬業務委託である。

当該圃場に使用する川砂をレベルファイブスタジアムフィールドと同材とするため、同フィールドの改修工事を受注していた特定建設工事共同企業体と特命随意契約していた。

しかしながら、本業務の主たる目的が材料の調達であり、物品として契約すべきところを業務委託として契約したことは不適切であった。

また、本来契約の相手方とはならない同企業体と契約したことは、適正ではなかった。

今後は、適正な契約事務に努められたい。

(みどり整備課)

※ [] 内の数字は、「別表4 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

※〔総合評価〕は、当該工事が総合評価方式により契約されたものであることを示す

エ 城南区役所

- (ア) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
工事中の歩行者安全対策を適切に行うべきもの
県道東油山唐人線歩道改良工事〔No.1〕

(契約金額1,350万4,320円)

本工事は歩道のバリアフリー化を目的とした改良工事である。

本工事区間における横断歩道の手前には、視覚障がい者誘導用ブロックが設置されており、工事にあたっては「福岡市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」に則り、現状の誘導機能を確保しながら行う必要がある。

しかしながら、歩道の改良工事に伴い、視覚障がい者誘導用ブロックが一時的に撤去されたまま、復旧の段取りが遅れ、約13日間、現状の誘導機能を確保されないまま通行をさせていた。

今後は、工事中の歩行者に対する安全対策について適切な措置を講じるよう徹底されたい。

(地域整備課)

- (イ) 契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
契約変更を適正に行うべきもの〔重点事項〕
県道東油山唐人線歩道改良工事〔No.1〕

(契約金額1,350万4,320円)

本工事は歩道のバリアフリー化を目的とした改良工事である。

「契約事務の手引」において、設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとなっているが、軽微な設計変更に伴うものに限って、工期末に行うことができることとなっている。

しかしながら、軽微な設計変更に該当しない変更が発生した際に速やかな契約変更の手続きを行っておらず、工期末にまとめて行っていた。

今後は、契約事務を適正に行うよう努められたい。

(地域整備課)

※〔 〕内の数字は、「別表5 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

※〔重点事項〕は、今期の工事監査の重点事項である「設計変更」に係る注意事項であることを示す。

オ 早良区役所

- (ア) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
建設発土の処分場の立会を適正に行うべきもの
主要地方道大野城二丈線野芥交差点信号移設工事（2次設置工）〔No.14〕

(契約金額1,411万6,680円)

本工事は交差点の信号移設工事である。

「積算運用の手引き」において、建設発生土を自由処分する際に指定処分場及び建設発生土リサイクルプラント以外へ搬入する場合は、処分場の立会を行い、確認することとなっている。

しかしながら、本工事では指定処分場及び建設発生土リサイクルプラント以外へ建設発生土を搬入していたが、処分場の立会を実施していなかった。

今後は、建設発生土の処分場の適正な立会に努められたい。

(地域整備課)

- (イ) 委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
業務委託料の積算を適正におこなうべきもの

早良保健所庁舎清掃空調運転及び受付収納等業務委託 [No.16]

(契約金額1,274万4,000円)

本委託は早良保健所の庁舎清掃業務、冷暖房管理業務及び窓口受付収納事務等を行う委託である。

業務委託料の算定において、福岡市の保守管理業務委託設計積算基準で定めた積算基準プログラムを使用して積算しているが、運転監視及び日常点検の労務費単価を誤っていた。また受付業務において、業務内容に応じた労務単価を設定すべきところ、単価の根拠が不明であった。さらに設計金額の採用において見積りからの反映方法が不明瞭であった。

今後は、適正な積算に努められたい。

(健康課)

※ [] 内の数字は、「別表 6 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

カ 西区役所

特に指摘する事項はなかった。

別表 1

監査を実施した事務を所管する課等一覧表

局、区等	監査実施対象	
市長室	広報戦略室	広報戦略課、広報課、報道課
市民局	人権部	人権推進課、地域施策課（馬出人権のまちづくり館、六高人権のまちづくり館、堅粕団地人権のまちづくり館、堅粕人権のまちづくり館、千代人権のまちづくり館、田隈人権のまちづくり館、谷人権のまちづくり館、内野人権のまちづくり館、城ノ

		原人權のまちづくり館、戸切人權のまちづくり館)、人権啓発センター
保健福祉局	生活福祉部	※保護課, ※保険医療課
	健康医療部	地域医療課, 保健予防課, 健康増進課, 口腔保健支援センター, 医療事業課, 精神保健福祉センター
	生活衛生部	生活衛生課, 食品安全推進課, 動物愛護管理センター(東部動物愛護管理センター, 家庭動物啓発センター), 食肉衛生検査所, 食品衛生検査所
環境局	循環型社会推進部	計画課, 家庭ごみ減量推進課, 事業系ごみ減量推進課, 収集管理課, 産業廃棄物指導課, 環境事業所
	施設部	※臨海工場
農林水産局	総務農林部	総務課, 政策企画課, 農業振興課, 課長(イノシシ対策担当), 森林・林政課, 農業施設課
住宅都市局	香椎振興整備事務所	計画課, 商業対策課, 換地課, 補償課
	花とみどりのまち推進部	みどり運営課, みどり政策課, 一人一花推進課, みどり活用課, みどり整備課, 動物園, 植物園
港湾空港局	港湾振興部	港湾管理課, 港営課, 物流推進課, クルーズ支援課
	港湾計画部	計画課, 再整備計画課, みなと環境政策課
東区役所	市民部	課税課, 納税課 ※保険年金課
	地域整備部	地域整備課, 維持管理課, 生活環境課
	保健福祉センター	健康課, 地域保健福祉課, 衛生課
博多区役所	市民部	課税課, 納税課
	保健福祉センター	健康課, 地域保健福祉課, 衛生課

中央区役所	総務部	※総務課
	市民部	課税課, 納税課
	保健福祉センター	健康課, 地域保健福祉課, 衛生課
南区役所	市民部	課税課, 納税課
	地域整備部	地域整備課, 維持管理課, 生活環境課
	保健福祉センター	健康課, 地域保健福祉課, 衛生課
城南区役所	市民部	課税課, 納税課
	保健福祉センター	健康課, 地域保健福祉課, 衛生課
早良区役所	市民部	課税課, 納税課, 入部出張所
	地域整備部	地域整備課, 維持管理課, 生活環境課
	保健福祉センター	健康課, 地域保健福祉課, 衛生課
西区役所	市民部	課税課, 納税課, 西部出張所
	保健福祉センター	健康課, 地域保健福祉課, 衛生課
水道局	総務部	総務課, 課長(給与), 経営企画課, 経理課, 契約課, 営業企画課, 営業管理課, 博多営業所
	浄水部	水道水質センター, 高宮浄水場
農業委員会事務局	次長	
中央区選挙管理委員会事務局	※次長	

※は、平成30年度定期監査を踏まえて特に改善状況等を確認するフォローアップ監査を実施した課等を示す

別表2

環境局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	福岡市道路清掃業務委託(その2)	366,431,040円	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
2	東部(伏谷)埋立場 浸出水調整池改修工事 [総合評価]	124,308,000円	平成29年9月20日から 平成30年3月28日まで

3	廃棄物埋立場周辺環境水質調査研究委託	14,578,920円	平成30年4月27日から 平成31年3月29日まで
4	東部（伏谷）埋立場 第5区画整備工事（その6）〔総合評価〕	176,697,720円	平成30年6月5日から 平成31年3月25日まで
5	東部埋立場埋立業務委託	167,940,000円	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
6	南部工場解体工事 〔総合評価〕	1,802,088,000円	平成28年9月21日から 平成31年3月15日まで
7	臨海工場焼却処理棟東面他外壁修理	76,006,080円	平成29年9月13日から 平成30年3月15日まで
8	西部工場外ごみピット消防設備改良電気工事	23,839,920円	平成29年5月29日から 平成29年12月15日まで
9	臨海工場2号外計装設備改良工事	171,720,000円	平成30年5月29日から 平成31年3月15日まで
10	東部資源化センター破砕選別設備改良工事	253,800,000円	平成30年6月15日から 平成31年3月15日まで
11	東部汚水処理場中央監視制御装置外更新工事	189,000,000円	平成30年7月4日から 平成31年3月15日まで
12	西部汚水処理場中田2系薬品注入電気設備外更新工事	61,560,000円	平成30年11月1日から 平成31年3月15日まで
13	西部工場 焼却炉定期修理	285,482,880円	平成30年8月10日から 平成31年3月15日まで
14	西部工場 計装電算システム保守委託	22,464,000円	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
15	臨海工場 焼却炉定期修理	301,142,880円	平成30年4月26日から 平成31年3月11日まで
16	臨海工場ガスタービン発電機修理	48,600,000円	平成30年11月14日から 平成31年3月15日まで
17	〔小規模工事等監査〕 平成30年度 東部工場周辺水質・土壌調査委託	2,268,000円	平成30年9月13日から 平成31年2月28日まで
18	〔小規模工事等監査〕 東部資源化センターロータディスク修理	2,440,800円	平成29年6月20日から 平成29年7月9日まで

19	[小規模工事等監査] 東部（伏谷）埋立場 監視モニタ設備 修理	2, 322, 000円	平成30年 2 月15日から 平成30年 3 月15日まで
----	---------------------------------------	--------------	----------------------------------

別表 3

農林水産局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	林道早良線防災工事	31, 365, 360円	平成31年 1 月22日から 令和元年 6 月30日まで
2	西区大字羽根戸地内 譜代池改良工事	33, 643, 080円	平成29年 9 月20日から 平成30年 3 月26日まで
3	南区桧原 4 丁目地内源蔵池護岸補強工事	31, 459, 320円	平成30年12月27日から 令和元年 5 月31日まで
4	南区大字桧原地内 苔牟田池 農業用 ため池耐震調査業務委託	8, 467, 200円	平成30年11月 7 日から 平成31年 3 月25日まで
5	平成30年度 豊かな海再生事業（底質改善事業）効果調査委託	4, 838, 400円	平成30年 4 月13日から 平成31年 1 月31日まで
6	志賀島漁港機能保全工事	18, 527, 400円	平成29年10月11日から 平成30年 3 月15日まで
7	博多漁港長浜東岸壁改良（耐震強化） 工事 その 4 [総合評価]	146, 511, 720円	平成30年11月10日から 令和元年 5 月31日まで
8	中央区福浜 1 丁目地内大型物置設置工事	3, 240, 000円	平成30年12月15日から 平成31年 3 月11日まで
9	青果部 3 市場（青果市場）施設解体工事 その 4 [総合評価]	480, 031, 920円	平成29年 8 月29日から 平成30年 6 月30日まで
10	鮮魚市場突堤西卸売場棟（陸側）他改修工事	36, 088, 200円	平成29年 3 月29日から 平成29年10月31日まで
11	鮮魚市場長期保全計画及び 5 カ年整備 計画策定業務委託	13, 212, 720円	平成30年 5 月 2 日から 平成30年10月31日まで
12	青果市場会館安全対策強化工事	4, 417, 200円	平成30年12月15日から 平成31年 2 月28日まで
13	小呂島地区集落排水処理施設改良工事	49, 710, 996円	平成29年 7 月19日から 平成30年 1 月14日まで
14	小呂島集落排水処理施設 汚泥処理装置 更新工事	59, 291, 028円	平成30年12月 5 日から 平成31年 3 月15日まで

15	福岡市鮮魚市場市会館等施設管理業務委託	181,861,200円	平成30年４月１日から平成31年３月31日まで
16	鮮魚市場電気及び衛生設備管理保守業務委託	24,300,000円	平成30年４月１日から平成31年３月31日まで
17	青果市場施設管理保守業務委託	45,684,000円	平成30年４月１日から平成31年３月31日まで
18	〔小規模工事等監査〕 林道早良線（４工区）防災工事	2,022,840円	平成31年２月26日から平成31年３月25日まで
19	〔小規模工事等監査〕 福岡市公共建築物内装木質化検討業務委託	2,268,000円	平成31年２月１日から平成31年３月25日まで
20	〔小規模工事等監査〕 志賀島漁港内 あずま屋解体工事	365,040円	平成31年３月20日から平成31年３月28日まで
21	〔小規模工事等監査〕 博多区麦野２丁目地内 大井手井堰取水施設改良工事	2,484,000円	平成30年４月３日から平成30年６月16日まで

別表４

住宅都市局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	平成29年度福岡空港関連自動車専用道路 橋梁・トンネル等予備設計業務委託	103,564,440円	平成29年６月14日から平成30年10月31日まで
2	平成30年度市営六高住宅広場整備工事	30,762,720円	平成30年12月27日から令和元年５月31日まで
3	平成30年度 狭あい道路拡幅整備事業に係る登記事務等業務委託(単価契約)	13,293,855円	平成30年４月27日から平成31年３月31日まで
4	ウォーターフロント地区交通処理方策等検討業務委託	8,100,000円	平成29年４月27日から平成30年３月23日まで
5	香椎駅周辺土地区画整理事業 都市計画道路香椎駅前線電線共同溝建設工事（その２） 〔総合評価〕	306,204,840円	平成29年７月19日から平成31年１月31日まで
6	香椎駅周辺土地区画整理事業ＪＲ香椎駅前広場外舗装工事	76,055,760円	平成30年８月８日から平成31年３月15日まで
7	平成30年度 松崎特別緑地保全地区外除草等業務委託	25,627,320円	平成30年４月１日から平成31年３月31日まで

8	出来町公園整備（その 5）工事	105,784,920円	平成29年 5 月26日から 平成29年11月30日まで
9	東平尾公園博多の森陸上競技場ウレタン舗装等改修工事〔総合評価〕	163,864,080円	平成29年10月 6 日から 平成30年 3 月28日まで
10	レベルファイブスタジアムフィールド等改修工事 〔総合評価〕	273,096,360円	平成30年 6 月 1 日から 平成31年 4 月13日まで
11	高宮南緑地整備工事	82,929,960円	平成30年 9 月 8 日から 令和元年 5 月31日まで
12	レベルファイブスタジアム圃場改修工事	9,529,920円	平成30年11月 2 日から 平成31年 3 月15日まで
13	柏原南公園整備（その 1）工事	38,585,160円	平成30年11月13日から 平成31年 3 月15日まで
14	レベルファイブスタジアム圃場川砂運搬業務委託	4,976,640円	平成30年12月 2 日から 平成31年 3 月15日まで
15	南公園樹木等管理業務委託	46,983,240円	平成30年 4 月 1 日から 平成31年 3 月31日まで
16	福岡市営住宅耐震改修事業アドバイザー業務委託	8,100,000円	平成29年 6 月30日から 平成30年 3 月20日まで
17	平成27年度公営住宅（城浜住宅）木製建具工事	26,700,624円	平成29年 3 月 7 日から 平成29年 8 月10日まで
18	平成29年度市営福浜住宅 3 棟エレベーター設置工事	84,197,880円	平成29年 6 月13日から 平成30年 7 月31日まで
19	平成29年度市営板付住宅 9 棟解体工事	54,191,160円	平成29年 7 月11日から 平成29年11月30日まで
20	平成29年度公営住宅（板付住宅）新築工事 〔総合評価〕	546,103,080円	平成29年12月21日から 平成31年 2 月23日まで
21	平成29年度市営福浜住宅 6 棟住戸改善工事	48,061,080円	平成30年 3 月20日から 平成31年 1 月31日まで
22	平成29年度市営福浜住宅 7 棟耐震等改修事業	288,360,000円	平成30年 3 月20日から 平成31年 2 月25日まで
23	平成30年度市営高美ヶ丘住宅 1 棟外 4 棟屋上防水改修工事	24,204,744円	平成30年10月19日から 平成31年 2 月25日まで
24	平成29年度公営住宅（弥永住宅（1 区 3 期・4 期））新築工事外実施設計業務委託	16,582,320円	平成29年 7 月13日から 平成30年 2 月28日まで

25	香椎駅周辺土地地区画整理事業直接施行 実施等業務委託	12,081,960円	平成29年6月23日から 平成29年9月30日まで
26	博多の森陸上競技場ベンチ改修工事 (その1)	89,533,836円	平成29年9月20日から 平成30年3月15日まで
27	レベルファイブスタジアム選手更衣室 その他改修工事	48,290,040円	平成30年11月13日から 平成31年2月25日まで
28	今津運動公園硬式野球場内野スタンド ベンチ設置その他工事(その2)	53,049,816円	平成30年10月12日から 平成31年3月10日まで
29	南公園センターゾーンエントランス複 合施設新築工事 [総合評価]	1,040,169,600円	平成28年9月21日から 平成30年7月31日まで
30	平成27年度公営住宅六高住宅電気工事	84,736,800円	平成28年2月16日から 平成29年10月16日まで
31	平成28年度市営福浜住宅9棟住戸改善 電気工事	62,033,040円	平成29年1月18日から 平成30年3月15日まで
32	平成28年度公営住宅城浜住宅その2地区 管工事	71,482,500円	平成29年1月18日から 平成30年5月14日まで
33	平成29年度市営福浜住宅3棟エレベーター 設置電気工事	7,632,360円	平成29年6月22日から 平成30年8月14日まで
34	香椎駅周辺土地地区画整理事業都市計画 道路香椎駅前線照明灯整備工事	23,148,720円	平成30年12月19日から 令和元年5月10日まで
35	レベルファイブスタジアム競技用照明 改修工事 [総合評価]	231,938,640円	平成29年8月9日から 平成30年2月28日まで
36	レベルファイブスタジアム空調設備更 新工事その2	51,578,640円	平成30年10月25日から 平成31年3月25日まで
37	舞鶴公園照明灯改修工事	8,782,560円	平成30年8月11日から 平成30年11月27日まで
38	舞鶴公園電気・給排水設備改修基本設計 等業務委託	6,026,400円	平成30年8月11日から 平成31年3月18日まで
39	南公園センターゾーンエントランス複 合施設新築電気設備工事 [総合評価]	149,571,360円	平成28年9月28日から 平成30年10月31日まで
40	南公園センターゾーンエントランス複 合施設新築衛生設備工事	61,982,280円	平成28年9月7日から 平成30年8月20日まで
41	[小規模工事等監査] 博多駅筑紫口駅前広場レイアウト検討 業務委託	2,160,000円	平成30年10月30日から 平成31年3月25日まで

42	[小規模工事等監査] 香椎駅周辺土地区画整理事業区画道路 歩5-1号線道路舗装外工事	1,251,720円	平成31年3月6日から 令和元年5月15日まで
43	[小規模工事等監査] 植物園バラ園ウッドデッキ増設工事	2,386,800円	平成30年1月10日から 平成30年3月26日まで
44	[小規模工事等監査] 能古島公園便所新築衛生設備工事	2,050,920円	平成29年6月1日から 平成29年10月2日まで

別表 5

城南区役所 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	県道東油山唐人線歩道改良工事	13,504,320円	平成29年6月13日から 平成29年11月20日まで
2	清水干隈線道路舗装工事（その2）	100,201,320円	平成29年7月11日から 平成30年5月20日まで
3	市道野多目片江線舗装補修工事	18,803,880円	平成29年12月14日から 平成30年3月25日まで
4	単価契約 城南区管内 道路維持補修 工事（舗装補修）	44,895,182円	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
5	単価契約 平成30年度城南区公園等管 理業務委託	43,547,874円	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
6	城南区役所・水道局合同庁舎 庁舎管 理等業務委託	23,909,040円	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
7	単価契約 城南区管内 道路維持修繕 （照明灯）	9,353,360円	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
8	城南区保健福祉センター庁舎清掃、冷 暖房等管理及び窓口受付収納業務委託	15,638,400円	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
9	[小規模工事等監査] 片江754号線歩道設置工事	2,422,440円	平成30年7月20日から 平成30年10月7日まで
10	[小規模工事等監査] 城南区管内 張コンクリート工事（その 2）	2,257,200円	平成30年1月19日から 平成30年3月25日まで
11	[小規模工事等監査] 城南区役所・水道局合同庁舎空調設備 保守点検業務委託	2,376,000円	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで

12	[小規模工事等監査] 城南区保健福祉センターデジタル画像 読取装置保守点検業務委託	1,050,278円	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
----	---	------------	-----------------------------

別表 6

早良区役所 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	市道早良2336号線外2路線道路改良工事	24,728,760円	平成30年6月12日から 平成30年11月15日まで
2	国道263号野芥駅前バス停カット改良工事	16,868,520円	平成30年6月16日から 平成31年3月15日まで
3	市道西新通線（百道浜）段差解消工事（1工区）	89,649,720円	平成30年7月10日から 平成31年4月12日まで
4	区域外（長峰早良台団地）雨水排水路 流末検討業務委託	4,602,960円	平成30年7月20日から 平成31年2月28日まで
5	二級市道地行百道線外2路線道路舗装 補修工事	14,601,600円	平成30年8月10日から 平成30年12月17日まで
6	早良区管内生活道路舗装補修工事（H 30（南庄地区））	29,685,960円	平成30年9月19日から 平成31年3月15日まで
7	平成30年度脇山中公園防災活動	7,769,520円	平成30年7月7日から 平成30年11月22日まで
8	単価契約 平成30年度早良区公園等管 理業務委託	57,606,596円	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
9	早良区役所地下厨房改造工事	4,297,320円	平成30年12月15日から 平成31年3月15日まで
10	早良市民センター等蓄熱槽防水改修工 事	35,738,280円	平成29年10月21日から 平成30年1月31日まで
11	建物等被災状況調査業務委託	2,754,000円	平成30年9月11日から 平成30年11月14日まで
12	早良保健所北側便所その他改造工事	6,770,520円	平成30年10月16日から 平成31年2月15日まで
13	早良区役所庁舎管理等業務委託	20,358,000円	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
14	主要地方道大野城二丈線野芥交差点信 号移設工事（2次設置工）	14,116,680円	平成29年1月19日から 平成30年3月15日まで

15	単価契約 早良区管内 道路維持修繕 (照明灯)	15,344,812円	平成30年 4 月 1 日から 平成31年 3 月31日まで
16	早良保健所庁舎清掃空調運転及び受付 収納等業務委託	12,744,000円	平成30年 4 月 1 日から 平成31年 3 月31日まで
17	[小規模工事等監査] 平成30年度歩道改良工事その 1	2,155,680円	平成30年10月19日から 平成31年 3 月10日まで
18	[小規模工事等監査] 早良区八丁川河道掘削工事	2,095,200円	平成31年 1 月18日から 平成31年 3 月15日まで
19	[小規模工事等監査] 早良区役所トイレ非常用呼出しボタン 設置業務委託	1,630,800円	平成31年 3 月16日から 平成31年 3 月31日まで
20	[小規模工事等監査] 市道千代今宿線脇山口交差点照明灯移 設工事	1,814,400円	平成29年12月 1 日から 平成30年 3 月15日まで

別表 7

西区役所 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	平成30年度 西区室見が丘中央公園園 路舗装工事	9,920,880円	平成30年 6 月19日から 平成30年 9 月13日まで
2	一般県道姪浜停車場線歩道段差解消工 事(2工区)	75,285,720円	平成29年 5 月19日から 平成30年 1 月15日まで
3	市道福重石丸線(西2幹)歩道設置工 事(その1)	72,407,520円	平成29年 9 月13日から 平成30年 9 月30日まで
4	市道愛宕3596号線道路舗装工事	39,193,200円	平成29年11月15日から 平成30年11月30日まで
5	市道能古2号線(西2幹)道路舗装工 事	38,905,920円	平成30年 6 月12日から 平成30年10月31日まで
6	市道今宿東4242号線道路改良工事(そ の2)	92,760,120円	平成29年10月25日から 平成30年 6 月30日まで
7	湊元浜線道路舗装工事(2工区)	64,086,120円	平成29年10月25日から 平成30年 5 月 7 日まで
8	市道千代今宿線(長垂)道路改良検討 委託(その2)	5,306,040円	平成30年10月13日から 平成31年 3 月20日まで
9	西区役所庁舎管理等業務委託	22,572,000円	平成30年 4 月 1 日から 平成31年 3 月31日まで

10	単価契約 西区管内（西部出張所管内除く）道路維持修繕（照明灯）	15,460,092円	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
11	十郎川アンダーパス冠水表示施設設置検討業務委託	4,860,000円	平成30年6月29日から平成30年9月26日まで
12	西区保健福祉センター庁舎清掃及び冷暖房管理並びに窓口受付収納業務委託	15,098,400円	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
13	〔小規模工事等監査〕 市道戸切吉武線（西2幹）外1路線道路舗装工事	3,201,120円	平成29年12月16日から平成30年3月20日まで
14	〔小規模工事等監査〕 今宿駅南線外 交通安全施設整備工事	2,110,320円	平成29年8月26日から平成30年1月31日まで
15	〔小規模工事等監査〕 西区史跡案内サイン改修	1,200,960円	平成30年9月8日から平成30年10月31日まで
16	〔小規模工事等監査〕 西区保健福祉センター（西保健所）エレベーター設置工事計画検討業務委託	1,944,000円	平成29年6月13日から平成29年11月30日まで
17	〔小規模工事等監査〕 市道愛宕3596号線道路照明灯設置工事	608,040円	平成29年12月16日から平成30年10月31日まで
18	〔小規模工事等監査〕 一般県道西ノ浦今宿自転車道線休息所改修衛生設備工事	1,231,200円	平成29年9月30日から平成29年12月11日まで

2 監査公表第5号

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和2年5月28日

福岡市監査委員	平 畑 雅 博
同	松 野 隆
同	谷 山 昭
同	篠 原 俊

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

第1 監査の種類、対象及び区分

1 財政援助団体監査

(1) 監査の対象団体

- ア 福岡食肉市場株式会社（事務監査）
（所管課）農林水産局市場課

(2) 監査の対象事務

各団体の財政援助に係る出納その他の財務に関する事務の執行を対象とした。

2 出資団体監査

(1) 監査の対象団体

- ア 社会福祉法人福岡市社会福祉事業団（事務監査・工事監査）
（所管課）保健福祉局障がい企画課
- イ 株式会社福岡クリーンエナジー（事務監査・工事監査）
（所管課）環境局管理課
- ウ 公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会（事務監査・工事監査）
（所管課）住宅都市局一人一花推進課
- エ 博多港ふ頭株式会社（事務監査・工事監査）
（所管課）港湾空港局港営課

(2) 監査の対象事務

事務監査は各団体の出資に係る出納その他の財務に関する事務の執行を、工事監査は各団体の工事等を対象とした。

3 公の施設の指定管理者監査

(1) 監査の対象団体

- ア 「つながるコミセンわじろ」マネジメントグループ（事務監査）
（所管課）市民局公民館支援課
- イ 太平ビルサービス株式会社（事務監査）
（所管課）市民局公民館支援課
- ウ 魅力ある「さいとびあ」マネジメントグループ（事務監査）
（所管課）市民局公民館支援課
- エ 「あすみん」マネジメントグループ（事務監査）
（所管課）市民局市民公益活動推進課
- オ 西鉄ビルマネジメント株式会社（事務監査）
（所管課）経済観光文化局産学連携課
- カ アマノマネジメントサービス株式会社（事務監査）
（所管課）道路下水道局駐車場施設課
- キ J R九州レンタカー&パーキング株式会社（事務監査）
（所管課）道路下水道局駐車場施設課
-

- (所管課) 道路下水道局自転車課
- (所管課) 博多区自転車対策・生活環境課
- ク 特定非営利活動法人 I－DO (事務監査)
 - (所管課) 道路下水道局自転車課
 - (所管課) 中央区道路適正利用推進課
- ケ 株式会社サン・ライフ (事務監査)
 - (所管課) 道路下水道局自転車課
 - (所管課) 中央区道路適正利用推進課
- コ よかたい図書館共同事業体 (事務監査)
 - (所管課) 教育委員会運営課
- サ 東図書館管理運営共同企業体 (事務監査)
 - (所管課) 教育委員会図書サービス課

(2) 監査の対象事務

各団体の指定管理に係る出納その他の財務に関する事務の執行を対象とした。

第2 監査の方法

1 財政援助団体監査

監査は、前記の対象事務が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

2 出資団体監査

監査は、前記の対象事務が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、事務監査は抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表1から別表4までの工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

なお、各団体を横断的にチェックする重点事項として、工事監査では「設計変更」を設定した。

また、工事監査において、契約金額が250万円以下の小規模工事等については、緊急修繕等を対象として監査を実施した。

3 公の施設の指定管理者監査

監査は、前記の対象事務が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係者から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

なお、各団体を横断的にチェックする重点事項として、事務監査では「利用者の安全確保のための施設管理」を設定した。

第3 監査委員の除斥

監査委員 篠原俊は、平成28年6月10日から福岡食肉市場株式会社の監査役の職にあるため、同社に係る監査について、また、平成29年6月20日から社会福祉法人福岡

市社会福祉事業団の会計監査人の職にあるため、同法人に係る監査について、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第4 団体の概要及び監査の結果

(財政援助団体監査)

1 福岡食肉市場株式会社

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市東区東浜二丁目85番地14

イ 設立年月日 昭和34年7月22日

ウ 設立の目的 (ア) 家畜並びに枝肉の荷受、売買、斡旋

(イ) 家畜並びに枝肉の輸入業

(ウ) (ア)及び(イ)の部分肉及び副産物の加工並びに処理販売

(エ) (ア)～(ウ)に付帯関連する一切の業務

エ 事業内容 (ア) 牛、豚生体搬入、と畜

(イ) 牛枝肉、豚枝肉、牛部分肉、副生物販売

オ 役員及び社員数 役員7名、社員59名（令和元年10月1日現在）

(2) 福岡市との関係

福岡市は、事業費として、平成30年度に2億円の補助金及び8,650万円の金融資金（うち5千万円は金融機関による協調融資）を交付している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣及び兼務はない。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

（事務監査）対象期間 平成28年1月から令和2年1月まで

実施期間 令和2年1月29日から同年1月31日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(出資団体監査)

1 社会福祉法人福岡市社会福祉事業団

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市中央区荒戸三丁目3番39号

イ 基本財産 500万円（令和元年9月30日現在）

ウ 設立年月日 昭和48年2月28日

エ 設立の目的 多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は、その有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

オ 事業内容 (ア) 福岡市が設置する社会福祉施設の受託経営

(イ) 福岡市から委託を受けた福祉サービス事業

(ロ) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

カ 役員及び職員数 役員8名、評議員7名、職員387名（令和元年10月1日現在）

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産の全額を出捐している。また、運営費の助成として、平成30年度に6,779万1,000円の補助金を交付するとともに、社会福祉事業等の運営委託を行い、その委託料総額は3億8,655万6,513円となっている。さらに、福岡市立心身障がい福祉センター等の指定管理者であることから、平成30年度に23億3,591万2,470円の管理料を支出している。

なお、上記役員、評議員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は1名で兼務はない。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

（事務監査）対象期間 平成29年1月から令和元年12月まで

実施期間 令和元年11月20日から同年12月11日まで

（工事監査）対象期間 平成28年9月から令和元年6月まで

実施期間 令和元年10月1日から同2年1月31日まで

(4) 監査の結果

（事務監査）

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

（工事監査）

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

2 株式会社福岡クリーンエナジー

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市早良区百道浜二丁目1番22号

イ 資本金 50億円（令和元年9月30日現在）

ウ 設立年月日 平成12年10月20日

エ 設立の目的 福岡市の廃棄物焼却処理施設である福岡市東部工場の老朽化による新工場の建設にあたり、新工場において廃棄物処理の効率化、資源及びエネルギーの有効活用等を図るため、同工場の建設及び運営、廃棄物の処理、これにより生ずる電気及び熱の供給等の事業を行うことを目的として設立したもの。

オ 事業内容 (ア) 福岡市との契約に基づく廃棄物の処理

(イ) (ア)により生ずる電気及び熱の供給

(ロ) 廃棄物の処理及び発電に関する施設の建設及び運営

(ハ) (ロ)に関するコンサルティング

(ニ) (ア)～(ハ)に付帯する一切の事業

カ 役員及び社員数 役員9名、社員77名（令和元年10月1日現在）

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記資本金のうち25億5,000万円（出資率51.0%）を出資している。また、廃棄物中間処理委託を行い、その委託料総額は平成30年度において36億8,658万9,870円となっている。

なお、上記役員及び社員数のうち、福岡市職員の派遣は9名、兼務は2名である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

（事務監査）対象期間 平成28年12月から令和2年1月まで

実施期間 令和元年11月20日から同2年1月10日まで

（工事監査）対象期間 平成28年9月から令和元年6月まで

実施期間 令和元年10月1日から同2年1月31日まで

(4) 監査の結果

（事務監査）

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

（工事監査）

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

3 公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市早良区百道浜二丁目3番26号

イ 基本財産 3,500万円（令和元年9月30日現在）

ウ 設立年月日 昭和60年3月26日

エ 設立の目的 都市の緑化推進及び公園緑地、街路樹等の管理・運営に関する事業を通して、うるおいとやすらぎのある緑豊かな環境共生都市の形成と健康で文化的な市民生活の向上に寄与することを目的とする。

オ 事業内容（公益目的事業）

（ア）都市の緑化推進及びその普及啓発に関する事業

（イ）公園緑地、街路樹等の管理・運営及び利用促進に関する事業

（ウ）公園緑地及び都市緑化等都市環境の向上に関する調査・研究

（エ）都市緑化基金の造成及び管理に関する事業

（オ）その他公益目的を達成するために必要な事業

（収益事業）

（ア）都市施設等の建設及び管理・運営に関する事業

（イ）公園等における便益施設等の設置及び管理・運営に関する事業

（ウ）その他公益目的事業に関連する事業

カ 役員及び職員数 役員10名、評議員6名、職員46名（令和元年10月1日現在）

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産の全額を出捐している。また、街路樹等の維持管理業務委託を行い、その委託料総額は平成30年度において4億9,371万9,000円となっている。さらに、舞鶴公園及び東平尾公園の指定管理者であることから、平成30年度に5億3,159万3,000円の管理料を支出している。

なお、上記役員、評議員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は6名、兼務は4名である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成28年12月から令和元年12月まで

実施期間 令和元年11月29日から同年12月20日まで

(工事監査) 対象期間 平成28年9月から令和元年6月まで

実施期間 令和元年10月1日から同2年1月31日まで

(4) 監査の結果

(事務監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

4 博多港ふ頭株式会社

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市東区香椎浜ふ頭四丁目2番2号

イ 資本金 7億円(令和元年9月30日現在)

ウ 設立年月日 平成5年4月30日

エ 設立の目的 博多港の高度な経営に努め、国際化を推進し、もって、博多港の振興に寄与するため、次の事業を営むことを目的とする。

オ 事業内容 (ア) 港湾施設の整備並びに経営

(イ) 港湾荷役機器の保有及び賃貸

(ロ) 港湾施設の管理運営業務

(ハ) 港湾施設、建物及び荷役機器並びにその付帯施設の保守、補修及び清掃等の維持管理業務

(ニ) 物流システムの研究開発

(ホ) コンピューターによる港湾施設内における物流管理及び情報処理業務

(ヘ) 内外の港湾、経済、社会、産業情報の調査及び分析並びにその受託及び提供

カ 役員及び社員数 役員15名、社員76名(令和元年10月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記資本金のうち3億5,700万円(出資率51.0%)を出資している。ま

た、博多港湾施設維持修繕等業務の委託を行い、その委託料総額は平成30年度において7億2,722万6,047円となっている。さらに、博多港の港湾施設の指定管理者であることから、平成30年度に6億228万72円の管理料を支出している。その他、博多港物流ITシステムの開発及び運営に係る事業について、平成30年度に547万3,470円の負担金を交付している。

なお、上記役員及び社員数のうち、福岡市職員の派遣は3名、兼務は1名である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

- (事務監査) 対象期間 平成29年2月から令和2年1月まで
実施期間 令和元年11月29日から同2年1月24日まで
(工事監査) 対象期間 平成28年9月から令和元年6月まで
実施期間 令和元年10月1日から同2年1月31日まで

(4) 監査の結果

- (事務監査)
監査の結果、特に指摘する事項はなかった。
(工事監査)
監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(公の施設の指定管理者監査)

1 「つながるコミセンわじろ」マネジメントグループ

(1) 主たる事務所の所在地

- ア 代表団体 株式会社ミカサ
福岡市博多区博多駅東一丁目16番14号
イ 構成団体 特定非営利活動法人九州コミュニティ研究所
福岡市博多区綱場町5番6号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市和白地域交流センター

- ア 所在地 福岡市東区和白丘一丁目22番27号 JR福工大駅前ビル内
イ 指定期間 平成29年4月1日から令和4年3月31日まで
ウ 施設概要 施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨コンクリート造、
6階建てのうち1～2階の一部と3～6階部分
施設内容 多目的ホール、会議室(2室)、和室(2室)、チャイルドルーム、体育館、トレーニングルーム、駐車場等
延床面積 4,923.85㎡
エ 設置年月日 平成15年8月9日
オ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成30年度において9,938万5,000円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成29年4月から令和元年12月まで

実施期間 令和元年12月9日から同年12月13日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

2 太平ビルサービス株式会社

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市中央区渡辺通二丁目4番8号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市博多南地域交流センター

ア 所在地 福岡市博多区南本町二丁目3番1号

イ 指定期間 平成29年4月1日から令和4年3月31日まで

ウ 施設概要 施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造一部
鉄骨造 地下1階、地上11階建てのうち地下1階と
地上1～2階の一部

施設内容 多目的ホール、会議室(2室)、和室(2室)、チャ
イルドルーム、体育館、トレーニングルーム、市民
ロビー、交流プラザ、屋上広場、駐車場等

延床面積 2,684.42㎡

エ 設置年月日 平成12年1月3日

オ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成30年度において1億1,580万799円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成29年4月から令和元年12月まで

実施期間 令和元年12月5日から同年12月13日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

3 魅力ある「さいとぴあ」マネジメントグループ

(1) 主たる事務所の所在地

ア 代表団体 株式会社ミカサ

福岡市博多区博多駅東一丁目16番14号

イ 構成団体 特定非営利活動法人九州コミュニティ研究所

福岡市博多区綱場町5番6号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市西部地域交流センター

ア 所在地 福岡市西区西都二丁目1番1号

イ 指定期間 平成30年4月1日から令和5年3月31日まで

ウ 施設概要 施設の規模 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造一部
鉄骨造、地上3階建ての一部

施設の内容 多目的ホール、会議室（3室）、和室、チャイルド
ルーム、体育館、トレーニングルーム、市民ロビー、
交流プラザ、事務室、屋上広場、駐車場等

延床面積 5,235㎡

エ 設置年月日 平成22年7月20日

オ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成30年度において1億2,244万6,000円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

（事務監査）対象期間 平成30年4月から令和元年12月まで

実施期間 令和元年12月2日から同年12月13日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

4 「あすみん」マネジメントグループ

(1) 主たる事務所の所在地

ア 代表団体 特定非営利活動法人九州コミュニティ研究所

福岡市博多区綱場町5番6号

イ 構成団体 株式会社ミカサ 福岡市博多区博多駅東一丁目16番14号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市NPO・ボランティア交流センター

ア 所在地 福岡市中央区今泉一丁目19番22号

イ 指定期間 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

ウ 施設概要 施設の規模 鉄骨造 地上8階建てのうちの4階部分

施設の内容 受付、事務室、相談室、情報コーナー、PCコー
ナー、セミナールーム、会議室、ミーティングコー
ナー、ワーキングコーナー、連絡ボックス、職員用
休憩室等

延床面積 553.97㎡

エ 設置年月日 平成14年10月6日

オ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成30年度において3,496万6,053円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成28年4月から令和元年12月まで

実施期間 令和元年12月16日から同年12月18日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

5 西鉄ビルマネジメント株式会社

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市中央区今泉一丁目12番23号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市産学連携交流センター

ア 所在地 福岡市西区九大新町4番1号

イ 指定期間 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

ウ 施設概要 1号棟 施設規模 鉄骨造 地上2階建て

延床面積 2,416.96㎡

2号棟 施設規模 鉄筋コンクリート造 地上2階建て

延床面積 3,378.26㎡

エ 設置年月日 1号棟 平成20年4月1日

2号棟 平成25年10月1日

オ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成30年度において6,794万8,516円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成28年4月から令和元年12月まで

実施期間 令和元年12月20日から同年12月23日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

6 アマノマネジメントサービス株式会社

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区住吉一丁目2番25号

(2) 監査に係る公の施設

市営大橋駐車場

ア 所在地 福岡市南区大橋二丁目16番

イ 指定期間 平成29年4月1日から令和4年3月31日まで

ウ 施設概要 施設の規模 鉄骨造陸屋根付 地上3階、地下1階
収容台数 120台

エ 設置年月日 昭和62年1月31日

オ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成30年度において1,644万8,484円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成29年4月から令和2年1月まで

実施期間 令和2年1月9日から同年1月17日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

7 JR九州レンタカー&パーキング株式会社

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区住吉三丁目1番1号

(2) 監査に係る公の施設

ア 市営築港駐車場

(ア) 所在地 福岡市博多区築港本町14番

(イ) 指定期間 平成29年4月1日から令和4年3月31日まで

(ウ) 施設概要 施設の規模 鉄骨鉄筋コンクリート造5階建
収容台数 362台

(エ) 設置年月日 昭和57年9月17日

(オ) 利用料金制 導入なし

イ 福岡市自転車駐車場(音羽公園自転車駐車場外8施設)

(ア) 所在地

音羽公園 福岡市博多区博多駅南一丁目

祇園駅路上 福岡市博多区祇園町及び冷泉町

出来町公園 福岡市博多区博多駅前一丁目

中比恵公園 福岡市博多区博多駅東二丁目

人參公園 福岡市博多区博多駅前三丁目

博多駅高架下南 福岡市博多区博多駅中央街及び博多駅前三丁目

博多駅路上 福岡市博多区博多駅中央街、博多駅前一丁目、博多駅前三丁目、博多駅前三丁目及び博多駅東二丁目

博多口	福岡市博多区博多駅前一丁目及び博多駅前二丁目
明治公園	福岡市博多区博多駅前三丁目
(イ) 指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
(ウ) 施設概要	
音羽公園	施設規模 平面, 自動精算式駐輪機 収容台数 310台
祇園駅路上	施設規模 平面, 自動精算式駐輪機 収容台数 68台
出来町公園	施設規模 平面, 自動精算式駐輪機 収容台数 200台
中比恵公園	施設規模 平面, 自動精算式駐輪機 収容台数 437台
人參公園	施設規模 平面, 自動精算式駐輪機 収容台数 201台
博多駅高架下南	施設規模 平面, 自動精算式駐輪機, 屋根 収容台数 260台
博多駅路上	施設規模 平面, 自動精算式駐輪機, 機械式駐輪機 収容台数 1,055台
博多口	施設規模 地下1層, 自動精算式駐輪機, 管理棟, コンベア 収容台数 897台
明治公園	施設規模 地下1層, 自動精算式ゲート, 管理棟, コンベア 収容台数 711台
(ニ) 設置年月日	
音羽公園	平成17年1月5日
祇園駅路上	平成25年4月1日
出来町公園	平成22年7月1日
中比恵公園	平成20年7月1日
人參公園	平成20年7月1日
博多駅高架下南	平成17年3月18日
博多駅路上	平成14年1月21日
博多口	平成17年2月1日
明治公園	平成20年6月17日
(オ) 利用料金制	導入なし
(3) 福岡市からの管理料	

上記の公の施設に係る管理料は、平成30年度において市営築港駐車場は1,910万4,740円、福岡市自転車駐車場（音羽公園自転車駐車場外 8 施設）は7,763万2,560円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

（事務監査）市営築港駐車場

対象期間 平成29年 4 月から令和 2 年 1 月まで

実施期間 令和 2 年 1 月14日から同年 1 月17日まで

福岡市自転車駐車場（音羽公園自転車駐車場外 8 施設）

対象期間 平成28年 4 月から令和 2 年 1 月まで

実施期間 令和 2 年 1 月20日から同年 1 月30日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

8 特定非営利活動法人 I－D O

(1) 主たる事務所の所在地

北九州市小倉北区浅野二丁目14番 2 号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市自転車駐車場（天神自転車駐車場外 5 施設）

ア 所 在 地

天神	福岡市中央区天神二丁目
天神中央公園	福岡市中央区天神一丁目
天神ふれあい通り	福岡市中央区天神一丁目
天神南駅	福岡市中央区渡辺通五丁目
天神路上	福岡市中央区渡辺通五丁目、天神一丁目、天神二丁目及び大名二丁目
長浜公園	福岡市中央区舞鶴一丁目

イ 指 定 期 間 平成28年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月31日まで

ウ 施 設 概 要

天神	施設規模	地下 2 層，駐輪ラック，管理棟，コンベア
	収容台数	1,502台
天神中央公園	施設規模	平面，自動精算式駐輪機
	収容台数	400台
天神ふれあい通り	施設規模	地下 1 層，駐輪ラック，管理棟，コンベア
	収容台数	375台
天神南駅	施設規模	平面，自動精算式駐輪機，フェンス，管理棟
	収容台数	68台
天神路上	施設規模	平面，自動精算式駐輪機，機械式駐輪機

	収容台数	917台
長浜公園	施設規模	平面, 自動精算式駐輪機
	収容台数	72台
エ 設置年月日		
天神	平成3年1月10日	
天神中央公園	平成18年7月18日	
天神ふれあい通り	平成30年6月9日	
天神南駅	平成17年2月1日	
天神路上	平成12年3月1日	
長浜公園	平成18年7月18日	
オ 利用料金制	導入なし	

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成30年度において8,196万3,008円となっている。

(4) 監査の区分, 対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成28年4月から令和2年1月まで

実施期間 令和2年1月23日から同年1月31日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

9 株式会社サン・ライフ

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区住吉一丁目2番25号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市自転車駐車場（きらめき通り自転車駐車場）

ア 所在地 福岡市中央区天神二丁目

イ 指定期間 平成29年4月1日から令和4年3月31日まで

ウ 施設概要 施設規模 地下3層, 自動精算式ゲート, コンベア
収容台数 589台

エ 設置年月日 平成16年3月2日

オ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成30年度において1,511万5,125円となっている。

(4) 監査の区分, 対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成29年4月から令和2年1月まで

実施期間 令和2年1月28日から同年1月31日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

10 よかたい図書館共同事業体

(1) 主たる事務所の所在地

- ア 代表団体 東洋ビル管理株式会社
福岡市博多区博多駅南一丁目 2 番15号
- イ 構成団体 西鉄ビルマネージメント株式会社
福岡市中央区今泉一丁目12番23号
九州メンテナンス株式会社
福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番82号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市総合図書館

- ア 所 在 地 福岡市早良区百道浜三丁目 7 番 1 号
- イ 指 定期間 平成28年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月31日まで
- ウ 施設概要 施設の規模 鉄筋コンクリート造 5 階建て
施設の内容 図書室, 学習室, 会議室, 映像ホール等
延床面積 24, 120㎡
- エ 設置年月日 平成 8 年 6 月29日
- オ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成30年度において 1 億3, 673万2, 000円となっている。

(4) 監査の区分, 対象期間及び実施期間

- (事務監査) 対象期間 平成28年 4 月から令和 2 年 2 月まで
実施期間 令和 2 年 2 月 5 日から同年 2 月 7 日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

11 東図書館管理運営共同企業体

(1) 主たる事務所の所在地

- ア 代表団体 株式会社紀伊國屋書店
東京都新宿区新宿三丁目17番 7 号
- イ 構成団体 株式会社日比谷花壇
東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 1 号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市東図書館

- ア 所 在 地 福岡市東区千早四丁目21番45号

イ 指 定 期 間 平成28年6月4日から令和3年3月31日まで

ウ 施 設 概 要 施設の規模 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 地上2階建（一部4階建）のうち1階の一部

施設の内容 閲覧室，児童コーナー，おはなしのへや，調べものコーナー，エントランス，窓口カウンター，事務室

延床面積 約753㎡

エ 設置年月日 平成28年6月4日

オ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は，平成30年度において3,837万4,653円となっている。

(4) 監査の区分，対象期間及び実施期間

（事務監査）対象期間 平成28年6月から令和2年2月まで

実施期間 令和2年2月12日から同年2月14日まで

(5) 監査の結果

監査の結果，特に指摘する事項はなかった。

別表 1

社会福祉法人福岡市社会福祉事業団 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	5階X線撮影室等改修作業業務委託	2,688,120円	平成31年2月7日から 平成31年3月15日まで
2	機械設備及び電気設備の操作並びに点検整備業務	7,821,360円	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで

別表 2

株式会社福岡クリーンエナジー 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	平成30年度 東部工場 植栽管理・除草業務委託	5,292,000円	平成30年4月1日から 平成31年3月25日まで
2	平成30年度 東部工場 1号炉燃焼室上部耐火材修理	189,000,000円	平成30年7月26日から 平成31年2月28日まで
3	平成30年度 東部工場 プラント用計算機システム更新工事（第1期）	264,600,000円	平成29年4月21日から 平成30年7月30日まで

4	平成31年度 東部工場 計装電算システム保守点検委託（2）	29,484,000円	平成30年12月22日から 令和元年 6 月28日まで
---	-------------------------------	-------------	--------------------------------

別表 3

公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	平成30年度博多区街路樹等管理業務委託	94,914,720円	平成30年 4 月 1 日から 平成31年 3 月31日まで
2	平成30年度街路花壇等管理業務委託	53,387,640円	平成30年 4 月 1 日から 平成31年 3 月31日まで
3	平成30年度舞鶴公園樹木等管理業務委託	35,325,720円	平成30年 4 月 1 日から 平成31年 3 月31日まで
4	平成30年度東平尾公園消防設備等保守点検業務委託	7,560,000円	平成30年 4 月 1 日から 平成31年 3 月31日まで
5	平成30年度レベルファイブスタジアム大型映像装置保安管理業務委託	2,682,720円	平成30年 4 月 1 日から 平成31年 3 月31日まで
6	平成30年度舞鶴公園駐車場管理業務委託	4,587,840円	平成30年 4 月 1 日から 平成31年 3 月31日まで

別表 4

博多港ふ頭株式会社 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	港湾及び漁港区域清掃業務	45,360,000円	平成30年 4 月 1 日から 平成31年 3 月31日まで
2	香椎パークポート 4 号岸壁（-13m）他防舷材補修工事	80,310,960円	平成29年 8 月18日から 平成30年 2 月28日まで
3	平成30年度那の津地区上屋外壁改修工事（1号上屋）	29,138,400円	平成29年 2 月 5 日から 平成30年 3 月30日まで
4	箱崎ふ頭立体車輛野積場 4 階照明設備改修工事	21,042,720円	平成28年12月21日から 平成29年 3 月30日まで
5	須崎ふ頭アンローダ 4 号機及び箱崎ふ頭アンローダ 2 号機取換修理	19,741,320円	平成28年10月13日から 平成29年 3 月30日まで

6	災害時対応型トランスファクレーン及び給電設備の製作・設置（災害時対応型トランスファクレーンの製作・設置）	258, 120, 000円	平成28年7月8日から平成29年2月15日まで
7	災害時対応型トランスファクレーン及び給電設備の製作・設置（電源設備工事）	30, 240, 000円	平成28年7月30日から平成29年2月15日まで
〔小規模工事等監査〕 緊急修繕等 25件			

2 監査公表第6号

地方自治法第199条第2項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和2年5月28日

福岡市監査委員 平 畑 雅 博

同 松 野 隆

同 谷 山 昭

同 篠 原 俊

行政監査の結果に関する報告及び意見の提出について

地方自治法第199条第2項の規定により行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出するとともに、同条第10項の規定により意見を提出する。

令和元年度行政監査の結果について

目 次

【監査結果報告】

第1	監査の概要	41
1	監査のテーマ	41
2	監査の目的	41
3	監査の対象	41
4	監査の期間	41
5	監査の主な着眼点	41
6	監査の方法	42
(1)	調査票による事前調査	42

(2) 実地調査	42
7 関係法令等	43
第2 備蓄の概要	44
1 災害に備える備蓄のあり方等について	44
2 公的備蓄について	45
第3 監査の結果	48
1 公的備蓄の状況	48
(1) 配置数量について	50
(2) 計画数量について	50
(3) 地域防災計画における公的備蓄の品目及び計画数量等について	52
(4) 女性や乳幼児、高齢者、障がい者などに配慮した備蓄について	53
(5) 帰宅困難者への対応について	54
(6) 災害対応従事者の食料等の備蓄について	54
(7) 地域防災計画の公的備蓄以外で各局区等が独自に保管している備蓄品について	54
2 備蓄品の在庫管理の状況	57
(1) 調査票調査の結果	57
(2) 実地調査の結果	58
ア 在庫管理について	58
イ 消費期限・使用期限の管理について	60
ウ 有効活用について	61
3 備蓄場所の管理状況	61
(1) 表示及び施錠について	61
(2) 倉庫内の整理整頓について	63
(3) 停電時の対応について	65
(4) 備蓄場所の選定について	65
4 備蓄品等の調達状況	66
5 備蓄品の供給体制の現状	68
(1) 災害時応援協定について	68
(2) 物資調達・輸送チームについて	69
(3) 区災害対策本部について	69
ア 物資の調達・供給の体制について	69
イ 自主防災組織との連携について	69
(4) 過去の災害時の実績について	70

ア 公的備蓄の供給実績	70
イ 公的備蓄以外の弁当等の供給について	71
ウ 公民館での公的備蓄等の供給について	72
6 市民・企業等への災害備蓄の必要性等の周知状況	72
監査委員の意見	73
別添 資料編	78

【監査結果報告】

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

地域防災計画における備蓄品の管理状況及び物資の調達・供給の仕組みについて

2 監査の目的

本市では平成28年4月の熊本地震の教訓を踏まえ、平成30年6月に福岡市地域防災計画の見直しを行ったところであるが、その後も平成30年7月豪雨などの災害が発生しており、災害への備えはますます重要になっている。

そこで、災害発生直後速やかに被災者へ供給する必要性が高いもののうち、主に食料、生活必需品について、備蓄品が必要数量配置され、適切に管理されているか、また、協定等に基づき調達される物資が有効に供給される仕組みとなっているか等を地域防災計画に基づき検証することで、本市の災害対応力の向上に資することを目的として行政監査を実施するもの。

3 監査の対象

災害に対応するための備蓄品及び災害時の協定等に基づく物資の調達・管理・供給（主に食料・生活必需品）に関係する所属

※給水車等による応急給水は除く

4 監査の期間

令和元年5月から同2年3月まで

5 監査の主な着眼点

- (1) 備蓄品の品目や数量は計画に基づき適切に配置されているか。
- (2) 備蓄品の在庫管理は適切に行われているか。
- (3) 備蓄場所の管理は適切に行われているか。
- (4) 備蓄品及び協定等に基づく調達物資が有効に供給される仕組みとなっているか。

6 監査の方法

(1) 調査票による事前調査

ア 調査目的

災害に対応するための備蓄品の管理状況及び物資の調達・供給の仕組みについて確認するため、文書による全局区等への調査を行った。

イ 調査対象

災害に対応するための備蓄品及び災害時の協定等に基づく物資の調達・管理・供給（主に食料・生活必需品）に関係する所属（給水車等による応急給水は除く。）

ウ 調査内容

令和元年6月1日現在における備蓄品の管理状況及び物資の調達・供給の仕組みについて調査を行った。

エ 調査期間

令和元年6月21日から同年7月19日まで

(2) 実地調査

ア 調査目的

備蓄品の管理状況及び物資の調達・供給の仕組み等の実態を把握するために実地調査を行った。

イ 調査対象

調査票調査の結果を踏まえ、次の視点及び備蓄品目や備蓄場所の所在地等のバランスを考慮して抽出した49か所の備蓄場所及び災害対策本部設置時の物資調達・輸送チームの主管局（こども未来局）、東区・博多区・南区・城南区・早良区の各総務課、中央区地域支援課及び西区防災・安全安心室（区災害対策本部）及び市民局（防災・危機管理課※）

※令和元年度の組織名称で記載しており、以下、報告書内は同様とする。

(ア) 配置計画数量に在庫が不足していると考えられる施設

(イ) 在庫管理や点検を行っていないなど管理上のリスクが高いと考えられる施設

(ウ) 過去に備蓄品の使用実績がある施設

(エ) 浸水、高潮及び土砂災害等の際に避難所とならないなど備蓄場所自体が被害に遭うリスクが高いと考えられる施設

(オ) 参考となる事例があると考えられる施設

ウ 調査内容

監査の着眼点を踏まえ、下記の視点等により備蓄品と備蓄場所の確認及び担当職員へのヒアリングを行った。

(ア) 備蓄品の在庫管理は適正に行われ、数量の不足や使用・消費期限切れはないか

- (イ) 備蓄場所は整理整頓され、取り出し易いか
- (ロ) 備蓄品の調達、供給時の各部署の連携は確立しているか
- (ハ) 過去の災害時の物資の調達及び供給の課題はなにか

エ 調査期間

令和元年9月2日から同年12月25日まで

オ 実地調査一覧

次表のとおり

7 関係法令等

- ・災害対策基本法
- ・災害救助法
- ・福岡市防災会議条例
- ・福岡市地域防災計画 令和元年6月
- ・福岡市業務継続計画【震災対策編】平成28年4月
- ・大規模地震・津波災害応急対策対処方針（令和元年5月27日中央防災会議幹事会決定）
- ・大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月内閣府（防災担当））
- ・男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（平成25年5月内閣府男女共同参画局）
- ・避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成28年4月 内閣府（防災担当））
- ・福岡県備蓄基本計画（平成26年3月）

実地調査一覧

No.	備蓄場所	No.	備蓄場所
1	埋蔵文化財センター月限収蔵庫	8	城南区役所
2	呉服町ビジネスセンター地下1階	9	早良区役所
3	福岡市役所2階	10	西区役所
4	東区役所	11	城浜公民館
5	博多区役所	12	多々良公民館
6	中央区役所	13	若宮公民館
7	南区役所	14	板付公民館

No.	備蓄場所	No.	備蓄場所
15	三筑公民館	33	三筑小学校
16	平尾公民館	34	舞鶴小・中学校
17	舞鶴公民館	35	南当仁小学校
18	南当仁公民館	36	日佐小学校
19	日佐公民館	37	鶴田小学校
20	鶴田公民館	38	西高宮小学校
21	西高宮公民館	39	有住小学校
22	有住公民館	40	入部小学校
23	入部公民館	41	野芥小学校
24	野芥公民館	42	室見小学校
25	室見公民館	43	壱岐南小学校
26	壱岐南公民館	44	金武小学校
27	金武公民館	45	福重小学校
28	福重公民館	46	香椎保育所
29	城浜小学校	47	千代保育所
30	多々良小学校	48	那珂保育所
31	若宮小学校	49	姪浜保育所
32	板付小学校		

第2 備蓄の概要

1 災害に備える備蓄のあり方等について

福岡市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）では、生活支援対策として災害に備え、災害時に必要となる食料、生活必需品、資機材に関して、市民や企業等に対して必要な備えを呼びかけている。また、公的備蓄は、発災から3日間の対応に備え、必要最低限の物資を備えるとともに、これを補完するものとして、国等からの救援物資や企業等との災害時応援協定に基づく流通備蓄の活用を図るとしている。

なお、国は平成28年熊本地震以降、大規模地震発生時には、被災都道府県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送するプッシュ型支援を導入しており、大規模地

震・津波災害応急対策対処方針（令和元年５月27日中央防災会議幹事会決定）においては、大規模地震発生から３日間は家庭等の備蓄と被災地方公共団体における備蓄で対応することを想定し、国が行うプッシュ型支援は遅くとも大規模地震発生後３日目までに、必要となる物資が被災都道府県の広域物資輸送拠点に届くよう調整するとされている。

また、被災市町村の役割として、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され引渡された物資を、避難者に対し供給することや地域内輸送拠点から避難所までの輸送を行うこととされている。

２ 公的備蓄について

地域防災計画に定める備蓄場所として埋蔵文化財センター月隈収蔵庫のほか、呉服町ビジネスセンター地下１階、福岡市民防災センター、各公民館・分館（150箇所）、人権のまちづくり館（２箇所）、校区防災倉庫（146箇所※）及び市立保育所（７箇所）に分散備蓄を行っている。また、その他に、市役所２階及び各区役所にも分散備蓄を行っている。

（※調査の基準年月日である令和元年６月１日現在の数）

備蓄品目と計画数量は次のとおりである。

（１）食料

品目	計画数量
保存用飲料水（500m l）	270,000本
保存用食料（ご飯）	180,000食
保存用食料（パン）	90,000食
保存用食料（白粥）	35,000食
ゼリータイプ栄養補助食品	30,000食
粉ミルク	4,500食
粉ミルク（アレルギー対応）	500食

（２）資機材

品目	計画数量	品目	計画数量
携帯トイレ（便袋）	334,300袋	投光器	150台

品目	計画数量	品目	計画数量
簡易トイレ（箱型トイレ）	52個	投光器用三脚	150台
使い捨て哺乳瓶	5,000本	マルチルーム（着替え等用）	300張
歯ブラシ	25,000個	段ボール間仕切り （W 2 m × D 2 m × H 1 m）	1,500台
紙おむつ（乳幼児）	15,000枚	カセットコンロ	300台
生理用品	40,000枚	カセットガス	2,250本
アルミブランケット	25,000枚	ブルーシート （3.6m × 5.4m）	619枚
ランタン（手動）	300個	トラロープ（50m）	619巻
発電機（ガス式）	150台	コンテナボックス	150個
コードリール	300個	懐中電灯	150個

【参考】計画数量を分散備蓄する際の目安

公民館・分館，人権のまちづくり館（一館当たり）及び福岡市民防災センター

品目	数量
水（500m l）	240食
白粥	50食
味付きご飯	96食
パン	240食
携帯トイレ（便袋）	100袋
ターポリン担架	1 個

校区防災倉庫（一箇所当たり）

品目	数量	品目	数量
ブルーシート	3 枚	マルチルーム（着替え等用）	2 張
トラロープ（50m）	3 巻	段ボール間仕切り	10台
軍手	6 双	カセットコンロ	2 台

品目	数量	品目	数量
ランタン（手動）	2 個	カセットガス	15本
発電機（ガス式）	1 個	懐中電灯	1 個
コードリール	2 個	コンテナボックス	1 個
投光器（三脚あり）	1 台		

保育所ごとの数量

品目 \ 所名	香椎	馬出	那珂	千代	田隈	南庄	姪浜
粉ミルク	990食	495食	810食	855食	450食	450食	450食
粉ミルク（アレルギー対応）	110食	55食	90食	95食	50食	50食	50食
使い捨て哺乳瓶	1,100本	550本	900本	950本	500本	500本	500本

区役所（1区当たり）

品目	数量
携帯トイレ（便袋）	1,000袋
ターボリン担架	4 個

3 救援物資の受け入れ・供給の流れ

地域防災計画では、物流業者や自衛隊等と連携し、救援物資の受け入れ、仕分け、在庫管理、避難所への配送を行うとしている。

救援物資供給の流れ（イメージ）

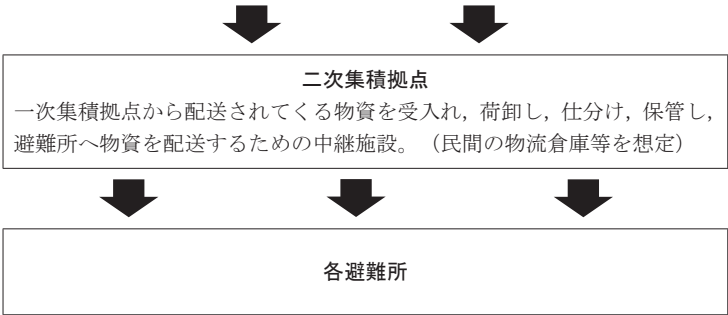
監査事務局作成

国や自治体等からの救援物資及び協定に基づく物資の提供



一次集積拠点（埋蔵文化財センター月隈収蔵庫）

国や自治体等からの救援物資を受け入れ、荷卸し、仕分け、保管し、二次集積拠点又は避難所へ配送するための施設。



第 3 監査の結果

今回の行政監査において、公的備蓄については、地域防災計画に基づいた品目及び数量がおおむね配置されていることが確認できた。しかしながら、地域防災計画上の必要数量に対して、不足している品目や備蓄数量の積算根拠が明確でないものが見受けられ、また、備蓄品の在庫管理、備蓄場所の管理、流通備蓄の調達・供給及び本市災害対策本部内の連携等に関して、一部に改善を要する事例が見受けられた。

1 公的備蓄の状況

地域防災計画では、公的備蓄は、発災から 3 日間の対応に備え、必要最低限の物資を備えるとしており、備蓄品目としては、水、パン、レトルト米の基礎的食料に加え、高齢者、乳幼児及び食物アレルギーを有する避難者に対応した白粥、粉ミルクなどの食料、携帯トイレ、簡易トイレ、毛布、生理用品、紙おむつ、哺乳瓶、口腔衛生用品などの生活必需品及び発電機、投光器、カセットコンロ、懐中電灯、ブルーシートなどの資機材としており、具体的な配置数量は次のとおりである。

公的備蓄の配置数量一覧（調査票調査の回答数 令和元年 6 月 1 日現在）

ア 食料

品目	計画数量	配置数量										
		計	対計画 数量 (%)	備蓄場所ごとの内訳								
				月隈 収蔵庫	呉服町 ビジネス センター地下1階	福岡市 民防災 センタ ー	公民 館・ 分館 (150)	人権の まちづ くり館 (2)	校区防 災倉庫 (146)	市立保 育所 (7)	市役所 2階	区役所 (7)
保存用飲料 水(500ml)	270,000本	321,728本	119.2	284,856	264	144	35,144	360			312	648

品目	計画数量	配置数量										
		計	対計画数量 (%)	備蓄場所ごとの内訳								
				月隈 收藏庫	呉服町 ビジネス センター地下1階	福岡市 民防災 センター	公民館・ 分館 (150)	人権の まちづくり館 (2)	校区防 災倉庫 (146)	市立保 育所 (7)	市役所 2階	区役所 (7)
保存用食料 (ご飯)	180,000食	214,928食	119.4	194,048		144	19,694	268			174	600
保存用食料 (パン)	90,000食	91,233食	101.4	55,070		144	35,177	384			218	240
保存用食料 (白粥)	35,000食	41,679食	119.1	34,120		30	7,419	60			50	
ゼリータイプ 栄養補助 食品	30,000食	30,030食	100.1	30,000								30
粉ミルク (小缶含む)	4,500食	4,954食	110.1							4,855		99
粉ミルク (アレル ギー対応)	500食	505食	101.0							475		30

イ 資機材（生活必需品を含む）

品目	計画数量	配置数量										
		計	対計画 数量 (%)	備蓄場所ごとの内訳								
				月隈 収蔵庫	呉服町 ビジネス センター地 下1階	福岡市 民防災 センタ ー	公民 館・ 分館 (150)	人権の まちづ くり館 (2)	校区防 災倉庫 (146)	市立保 育所 (7)	市役所 2階	区役所 (7)
携帯トイレ (便袋)	334,300袋	329,632袋	98.6	310,000	1,000		12,912	20				5,700
簡易トイレ (箱型トイ レ)	52個	52個	100.0	52								
使い捨て哺乳 瓶	5,000本	5,000本	100.0							5,000		
歯ブラシ	25,000個	25,000個	100.0	25,000								
紙おむつ (乳幼児)	15,000枚	15,100枚	100.7	15,000			100					
生理用品	40,000枚	40,000枚	100.0	40,000								
アルミブラン ケット	25,000枚	24,950枚	99.8	24,850							100	
ランタン (手動)	300個	292個	100.0	8					292			

品目	計画数量	配置数量										
		計	対計画数量 (%)	備蓄場所ごとの内訳								
				月隈 収蔵庫	呉服町 ビジネス センター地下1階	福岡市 民防災 センター	公民館・ 分館 (150)	人権の まちづくり館 (2)	校区防 災倉庫 (146)	市立保 育所 (7)	市役所 2階	区役所 (7)
発電機 (ガス式)	150台	146台	100.0	4					146			
コードリール	300個	292個	100.0	8					292			
投光器	150台	146台	100.0	4					146			
投光器用三脚	150台	146台	100.0	4					146			
マルチルーム (着替え等用)	300帳	292帳	100.0	8					292			
段ボール間仕切り	1,500台	1,460台	100.0	40					1,460			
カセットコンロ	300台	293台	100.0	7			1		292			
カセットガス	2,250本	2,191本	100.0	59			1		2,190			
ブルーシート	619枚	607枚	100.0	181					438			
トラロープ	619巻	607巻	100.0	181					438			
コンテナボックス	150個	150個	100.0	4					146			
懐中電灯	150個	146個	100.0	4					146			
軍手	一 双	1,776双	一	900					876			
ターボリン担架	一本	166本	一				148				18	

(1) 配置数量について（令和元年 6 月 1 日現在）

品目ごとに計画数量に対する配置数量の割合を見てみると、食料では、すべての品目で上回り、資機材では、携帯トイレ（便袋）が98.6%とアルミブランケットが99.8%の充足率で、若干不足しているが、その他は充足している。

(2) 計画数量について

福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査」（平成24年 3 月）では、警固断層南東部を震源とする地震が発生した場合の本市の想定避難者数を25,072人としている。

地域防災計画では、これを基に想定避難者数を約25,000人とし、他都市の算出方法を参考に算出した想定在宅避難者数5,000人と合わせて30,000人の食料を3日分備蓄するとしている。

各備蓄数量の具体的な積算基準は次のとおり。

ア 食料の積算基準（市民局防災・危機管理課資料及び同課へのヒアリングから監査事務局作成）

品目	計画数量	積算基準
保存用飲料水（500ml）	270,000本	30,000人 × 3食 × 3日（一食500ml/人換算）
保存用食料（ご飯）	180,000食	30,000人 × 3食 × 3日
保存用食料（パン）	90,000食	
保存用食料（白粥）	35,000食	積算基準は示されなかった。
ゼリータイプ栄養補助食品	30,000食	30,000人 × 1食
粉ミルク	4,500食	330人（※2） × 5食/日 × 3日
粉ミルク（アレルギー対応）	500食 ※3	※2 震災時の想定避難者約30,000人 × 人口における0歳児の割合 ※3 乳児におけるアレルギー想定は10%（厚生労働省）

イ 資機材（生活必需品含む）の積算基準

（市民局防災・危機管理課資料）

品目	計画数量	積算基準
携帯トイレ（便袋）	334,300袋	・ 30,000人 × 5回/日 × 3日 = 450,000回分 ・ 334,300回分を携帯トイレで、140,000回分を簡易トイレで確保
簡易トイレ（箱型トイレ）	52個	・ 箱型トイレ本体台数（52個）は体育館に多目的トイレがない小学校数
使い捨て哺乳瓶	5,000本	・ 粉ミルクと同様に算出
歯ブラシ	25,000個	・ 震災時の想定避難者約 25,000人 × 1個
紙おむつ（乳幼児）	15,000枚	・ 500人（※4） × 10枚/人・日 × 3日 ※4 震災時の想定避難者約25,000人 × 人口における0・1歳児の割合
生理用品	40,000枚	・ 7,050人（※5） × 7日/30日 × 8枚/日 × 3日 ※5 震災時の想定避難者約25,000人 × 人口に対する10歳～54歳女性の割合

品目	計画数量	積算基準
アルミブランケット	25,000枚	・震災時の想定避難者約25,000人×1枚
ランタン（手動）	300個	・防災倉庫を設置する校区・地区数150×2個
発電機（ガス式）	150台	・防災倉庫を設置する校区・地区数150×1台
コードリール	300個	・防災倉庫を設置する校区・地区数150×2個
投光器	150台	・防災倉庫を設置する校区・地区数150×1台
投光器用三脚	150台	・投光器と同数
マルチルーム（着替え等用）	300張	・防災倉庫を設置する校区・地区数150×2張
段ボール間仕切り	1,500台	・防災倉庫を設置する校区・地区数150×10台
カセットコンロ	300台	・防災倉庫を設置する校区・地区数150×2台
カセットガス	2,250本	・防災倉庫を設置する校区・地区数150×15本
ブルーシート	619枚	・防災倉庫を設置する校区・地区数150×3枚 ・（公民館150+空港周辺共同利用会館19）×1枚
トラロープ	619巻	・防災倉庫を設置する校区・地区数150×3巻 ・（公民館150+空港周辺共同利用会館19）×1巻
コンテナボックス	150個	・防災倉庫を設置する校区・地区数150×1個
懐中電灯	150個	・防災倉庫を設置する校区・地区数150×1個

(3) 地域防災計画における公的備蓄の品目及び計画数量等について

地域防災計画における公的備蓄の品目について、食料では、保存用食料（ご飯）は、食器不要で加水・加熱せずに食べられ、また、リゾット、カレーライス、パスタなど複数の種類を配置するなど工夫されていた。

一方、生活必需品では、国の大規模地震・津波災害応急対策対処方針（令和元年5月27日）で、発災時に必要不可欠と見込まれる物資として記載され、プッシュ型支援で供給される基本8品目と比較してみると、大人用おむつとトイレトーパーが本市には備蓄されていない。

次に、計画数量の積算基準について見てみると、トイレは、発災から3日間で450,000回と想定し、334,300回分を携帯トイレで、140,000回分を簡易トイレで確保するとしている。簡易トイレは52個準備されていることから179.49人×5回/日×3日×52個で140,000回の計算となるが、1人の1回のトイレ使用時間を計算する

と96秒となり、現実的でない。なお、簡易トイレ専用の凝固剤（140,000個）は、本市導入の簡易トイレ以外でも凝固剤としての利用は可能とのことである。

粉ミルクの想定対象者は330人とし、これは震災時の想定避難者約30,000人×人口における0歳児の割合により算出したものとしているが、福岡市統計書による平成29年10月1日現在の推計人口から計算した0歳人口の割合は0.89%となり、積算基準に当てはめて計算すると267人となる。

紙おむつの想定対象者は500人とし、これは震災時の想定避難者約25,000人×人口における0歳と1歳児の割合により算出したものとしているが、同様に計算すると1.82%となり、積算基準に当てはめて計算すると455人となる。

生理用品の想定対象者は、7,050人とし、これは震災時の想定避難者約25,000人×人口に対する10歳～54歳女性の割合により算出したものとしているが、同様に計算すると29.38%となり、積算基準に当てはめて計算すると7,345人となる。計画数量を計算すると41,132枚となり、計画上1,132枚足りないこととなる。

さらに、軍手、ターポリン担架は地域防災計画には記載されていないが、配置されていた。

(4) 女性や乳幼児、高齢者、障がい者などに配慮した備蓄について

地域防災計画では、被災者への支援対策を充実するため、食料や生活必需品の備蓄・調達、避難対策、要配慮者対策等について必要な整備を行うとしており、食料については、アレルギー対応の白粥、ゼリー飲料及び乳幼児用の粉ミルクなど高齢者や乳幼児に配慮した備蓄が一定程度なされている。生活必需品では、乳幼児の使い捨て哺乳瓶及び紙おむつと女性用の生理用品が配置されていた。

なお、平成31年3月から発売されている「乳児用液体ミルク」について、調乳する必要がなく、水や燃料の確保が難しい災害時に役立つとされ、他都市では導入が進められており、本市でも導入に向けた検討が行われている。

毛布については、地域防災計画上の品目ではアルミブランケットを備蓄するようになっており、毛布は記載されていないが、他の政令市では、「0～9歳まで」と「65歳以上」の人口の割合に応じて毛布を備蓄しているところもある。

なお、地域防災計画では毛布の配布について「区内で保管している毛布を利用する。なお、不足した場合は、日赤福岡市地区本部に協力依頼する。」となっており、本市の災害対策本部では、全市で約3千枚（令和2年2月末現在）の毛布を保管している。

また、国の「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」（平成25年5月）では、避難者の受入れに当たり、乳幼児連れ、単身女性や女性のみの世帯等のエリアの設定、間仕切り用パーティション等の活用等、プライバシー及び安全・安心の確保の観点から対策を講じることとされており、本市では、校区防災倉庫一つに付

き、マルチルーム 2 張と段ボール間仕切り（4 ㎡）が10台備えられている。

(5) 帰宅困難者への対応について

地域防災計画では、帰宅困難者を最大約19万人、このうち職場・学校などに滞在可能な通勤・通学者を除いた帰宅困難者を 3 万 8 千人と見込んでいるが、公的備蓄品の配分対象者には含まれていない。

なお、帰宅困難者対策として、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等をすることや、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すこととしており、13の企業等と帰宅困難者支援に関する応援協定を結んでいる。

(6) 災害対応従事者の食料等の備蓄について

国が定めた大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引きでは、業務継続計画に必ず定めるべき特に重要な 6 要素の一つとして、業務を遂行する職員のための水、食料等を確保するとされている。また、福岡県備蓄基本計画（平成26年 3 月）では、公助による備蓄・調達の中で災害対応職員を対象とした 3 日以上飲料水、食料、生活物資の備蓄に努めるとしている。

本市では、本市業務継続計画において発災後、非常時優先業務に従事する職員用の食料、飲料水等の整備については、必要量や配置場所等を含め、備蓄の実施について検討するとされているが、調査時点においては、一部の区災害対策本部及び消防局が独自で災害対応職員用の食料を備蓄しているのみであった。

(7) 地域防災計画の公的備蓄以外で各局区等が独自に保管している備蓄品について

地域防災計画の公的備蓄以外に所属独自で保管している災害用備蓄品（食料及び生活必需品）は、総務企画局外 6 局区が備蓄しており、その主な用途は避難者及び帰宅困難者用34.6%、災害従事職員用28.8%となっていた。

また、区災害対策本部では、避難者等用として独自に備蓄を行っている区と行っていない区があった。独自に備蓄を行っている区は、その理由として、被災した他都市の状況から区役所への避難者に備えるためや、想定される災害の種類など区の特性等を踏まえ物資の手配を行うためとしている。一方、独自に備蓄を行っていない区は、その理由として、地域防災計画の公的備蓄と独自備蓄の位置づけが不明であることや、保管場所や予算の問題としている。

さらに、避難者等用の独自の備蓄の状況が区ごとに異なることについて、7 区のうち 5 区が市で共通の対応となるよう方針が必要と考えている。

所属ごとの独自に保管している備蓄品の品目及び数量等は次のとおりである。

ア 独自備蓄一覧（調査票（令和元年6月1日現在）による）

（単位：個）

所属		用途 (使用対象者)	品目	数量
総務企画局	東京事務所	東京事務所職員 中央省庁等派遣職員	非常食（アルファ米）	200
			保存水	84
			簡易トイレ	200
			毛布	18
			簡易寝袋	18
保健福祉局	総務課	被災者（小規模災害）	圧縮毛布	110
住宅都市局	住宅管理課	避難入居者	寝具	12
			ごみ袋	39
		一時使用，避難入居者	照明器具	11
			ガスコンロ	5
消防局	警防課	災害従事職員	アルファ米	300
			レトルトご飯	150
			ミネラルウォーター（2L）	204
			ミネラルウォーター（500ml）	120
			保存パン	150
中央区役所	地域支援課	帰宅困難者	毛布	50
南区役所	総務課	災害従事職員	発電機	1
			ハロゲン投光器セット	2
		避難者	アルミシート	190
		避難者及び災害従事職員	保存水（500ml）	456
			長期保存用野菜スープ	30
			備蓄用レトルトシチュー	60
			即席カレー	24
			和風リゾット	50
		避難者及び帰宅困難者	毛布	265

所属		用途 (使用対象者)	品目	数量
城南区役所	総務課	災害従事職員	アルファ米五目ご飯	150
			水	192
			白粥	100
			サバイバルパン	72
早良区役所	総務課	避難者	水	720
			アルファ化米飯	200
			味付きご飯	240
			即席パスタ	100
			缶入りパン	360
			フリーズドライビスケット	384
			エアーマット	240
			毛布	250

イ 独自備蓄品の使用者の構成比（調査票（令和元年6月1日現在）による）

使用対象者	構成比
避難者	30.8%
避難者及び帰宅困難者	1.9%
帰宅困難者	1.9%
避難者及び災害従事職員	9.6%
災害従事者	28.8%
東京事務所	17.3%
避難入居者	9.6%
合計	100.0%

２ 備蓄品の在庫管理の状況

(１) 調査票調査の結果

市民局防災・危機管理課は、集中備蓄及び分散備蓄ともに同課が管理しているとしている。しかしながら、分散備蓄の備蓄場所の調査票調査では、福岡市民防災センター、人権のまちづくり館及び保育所が在庫管理を行っているとし、公民館（149館）では約８割が、区役所では５区が在庫管理を行っているとしている。

また、校区防災倉庫の備蓄品については、市民局が教育長から公有財産の使用承認を受け小学校の敷地内に設置しているが、設置者である市民局は、備蓄品の在庫管理を行っていない。なお、校区防災倉庫の備蓄品は地域の防災訓練等に使用でき、使用により消耗した物資については、使用者が補充する運用となっている。

在庫管理及点検の調査票調査の結果は次のとおりである。

調査票調査結果一覧

区分		在庫管理		
		している	していない	
埋蔵文化財センター月隈収蔵庫 呉服町ビジネスセンター地下１階 福岡市役所２階	構成比	食料及び	3	0
		生活必需品	100.0%	0.0%
福岡市民防災センター	構成比	食料	1	0
			100.0%	0.0%
公民館等（149箇所）※１	構成比	食料	121	27
			81.8%	18.2%
	構成比	生活必需品	117	30
			79.6%	20.4%
人権のまちづくり館（２箇所）	構成比	食料及び	2	0
		生活必需品	100.0%	0.0%
校区防災倉庫（146箇所）	構成比	生活必需品	0	146
			0.0%	100.0%
保育所（７箇所）	構成比	食料及び	7	0
		生活必需品	100.0%	0.0%

区分			在庫管理	
			している	していない
区役所（7箇所）※2	構成比	食料	1	0
			100.0%	0.0%
	構成比	生活必需品	5	2
			71.4%	28.6%

※1 回答の不備により1館を除く149箇所。うち食料なし1館、生活必需品なし2館。

※2 食料の備蓄対象区は1区のみ。

(2) 実地調査の結果

ア 在庫管理について

実地調査を行った32箇所（校区防災倉庫を除く）のうち、数量の受払を帳簿で管理していたのは12箇所（37.5%）であり、帳簿と在庫数量が一致していない事例や現物が確認できなかった事例などが見受けられた。

備蓄場所ごとの詳細は次のとおり。

イ 埋蔵文化財センター月限収蔵庫

埋蔵文化財センター月限収蔵庫の備蓄品の在庫の受払は、出納簿で管理されていたが、一部に、出納簿残高と在庫数量の不一致等が見受けられた。

1：帳簿と在庫数量が一致していない又は出納簿に記載がないものがあった。
（令和元年11月11日現在）一致していないものは次のとおりである。

品目		単位	出納簿残高（A） （令和元年10月末現在）※	在庫実数（B） （令和元年11月11日現在）	差 （B－A）
食料	水	本	280,824	280,993	169
	ご飯				
	味付きご飯	食	101,266	101,487	221
	カレーライス	食	26,860	26,000	△ 860
	パスタ	食	28,600	28,850	250
	パン	食	52,822	50,826	△ 1,996
	白粥（アレルギー対応）	食	33,940	33,707	△ 233
	ゼリー飲料	食	29,806	29,219	△ 587
	携帯トイレ（便袋）	袋	308,800	307,100	△ 1,700

品目		単位	出納簿残高 (A) (令和元年10月末現在) ※	在庫実数 (B) (令和元年11月1日現在)	差 (B - A)
資機材 (生活必需品を含む)	簡易トイレ				
	ラップボン本体	台	出納簿なし	52	—
	ラップボン手すり	台	出納簿なし	52	—
	(ラップボン消耗品)	回分	140,000	138,000	△ 2,000
	歯ブラシ・歯磨き粉				
	歯ブラシ	個	25,000	28,000	3,000
	歯磨き粉	個	25,000	24,768	△ 232
	紙おむつ	枚	15,000	18,320	3,320
	生理用品	枚	40,000	39,952	△ 48
	アルミブランケット	枚	24,800	24,799	△ 1
	ブルーシート	枚	出納簿なし	139	—
	トラロープ (50M)	巻	出納簿なし	166	—
	コンテナボックス	個	出納簿なし	3	—
	軍手	双	出納簿なし	42	—

※10月末から11月11日の間の帳簿に増減の記載はなし

(イ) 公民館

実地調査を行った公民館18館のうち、備蓄品の在庫の受払を、帳簿で管理していたのは3館のみであり、一部で、次のような事例が見受けられた。

- 1：白粥の備蓄目標数量は50食（令和元年の有効利用目標数10食を除くと40食）であるが、1年分多く有効活用したため、保管している数量が30食である館が、3館あった。

(ロ) 校区防災倉庫

校区防災倉庫の備蓄品は地域の防災訓練等に使用でき、使用により消耗した物資については、使用者が補充する運用となっているが、実地調査を行った17館のうち、3館で次のような事例が見受けられた。

- 1：地域の訓練で使用したカセットガス2本が、実地調査日（令和元年11月6日）現在、補充されていなかった。（令和2年3月10日補充済み）
 2：自治会のイベントで使用するため令和元年11月2日に持ち出したカセットガス15本が、実地調査日（令和元年11月6日）現在、返却されておらず、1本も確認できなかった。（同月27日に返却及び補充済み）

3：地域の行事で使用したカセットガス 3 本が、実地調査日（令和元年11月 7 日）現在、補充予定で確認できなかった。（令和 2 年 3 月10日補充済み）

(エ) 区役所

実地調査では、7 区のうち 5 区で、備蓄品の在庫の受払を帳簿で管理しているが、一部で毛布の正確な在庫数量が確認できない事例や携帯トイレの在庫が無かった事例が見受けられた。

- 1：各区に分散備蓄している携帯トイレ（便袋）1,000袋について、耐用年数の到来まで約 2 年あったが、平成29年度に備蓄の必要性や携帯トイレの使い方の周知を目的として防災訓練の参加者に配布したため、在庫がない区（1 区）があった。
- 2：棚に保管している毛布について、一袋に 1 枚から 3 枚入っている状態で積み重ねてあり、正確な在庫数を確認できなかった区（1 区）があった。

イ 消費期限・使用期限の管理について

実地調査を行った32箇所（校区防災倉庫を除く）のうち、帳簿等で消費期限等を管理していたのは19箇所（59.4%）であり、次のような事例が見受けられた。

(ア) 埋蔵文化財センター月限収蔵庫

埋蔵文化財センター月限収蔵庫では、帳簿で消費期限等を管理しており、実地調査においても期限切れの事例は確認されず、おおむね良好であったが、一部で、次のような事例が見受けられた。

- 1：平成30年 3 月に納品された非常用保存食（パスタ）28,800食は、24箱（1,200 食）をパレット積みし、4 側面に品名・賞味期限が記された紙を貼付の上、ラップ巻きで収納されていたが、4 側面の賞味期限（2025年 1 月）と各箱に記載された賞味期限（2024年10月や同年12月）が一致していないものがあった。



(イ) 区役所・公民館

区役所では7区のうち5区で、公民館では実地調査を行った18館のうち7館で、帳簿で消費期限等を管理しており、実地調査においても期限切れの事例は確認されず、おおむね良好であったが、平成24年8月に公民館等に分散備蓄した携帯トイレ（便袋）について、次のような事例が見受けられた。

- 1：平成24年8月に公民館等に分散備蓄した携帯トイレ（便袋）（24,000袋）の耐用年数は7年となっており、令和元年8月で配備から7年を経過していた。

ウ 有効活用について

消費期限のある保存食は、毎年度末に入れ替えを行っており、入れ替えに関する通知の中で、消費期限のある保存食等の有効活用を呼び掛けている。具体的には、翌年度末までに消費期限の到来する保存食を当該年度内に地域の防災訓練等で有効活用するよう記載している。

3 備蓄場所の管理状況

(1) 表示及び施錠について

備蓄品の保管場所とわかる表示の有無については、公民館の約4割、人権のまちづくり館の5割、保育所の約4割及び区役所の生活必需品の約8割などで表示が無く、埋蔵文化財センター月隈収蔵庫及び福岡市役所2階では表示がなかった。

また、実地調査において、専用の防災用品庫がなく、特に表示のない作り付けの倉庫や押し入れに収納していることから、施設職員以外は備蓄場所がわからない公民館もあった。

保管場所の施錠については、公民館の約 3 割、人権のまちづくり館の 5 割、保育所の約 8 割及び区役所の生活必需品で約 4 割が施錠していなかった。

調査票調査結果一覧

区分			保管場所の表示		施錠	
			あり	なし	あり	なし
埋蔵文化財センター月隈 収蔵庫	構成比	食料	0	1	1	0
		生活必需品	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
呉服町ビジネスセンター 地下 1 階	構成比	食料	1	0	1	0
		生活必需品	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%
福岡市役所 2 階	構成比	食料	0	1	1	0
		生活必需品	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
福岡市民防災センター	構成比	食料	1	0	1	0
			100.0%	0.0%	100.0%	0.0%
公民館等 (149箇所) ※ 1	構成比	食料	91	57	99	44
			61.5%	38.5%	66.9%	29.7%
	構成比	生活必需品	86	61	106	41
			58.5%	41.5%	72.1%	27.9%
人権のまちづくり館 (2 箇所)	構成比	食料	1	1	1	1
		生活必需品	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
校区防災倉庫 (146箇所)	構成比	生活必需品	144	2	146	0
			98.6%	1.4%	100.0%	0.0%
保育所 (7 箇所)	構成比	食料	4	3	1	6
		生活必需品	57.1%	42.9%	14.3%	85.7%
区役所 (7 箇所) ※ 2	構成比	食料	0	1	0	1
			0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
	構成比	生活必需品	1	6	4	3
			14.3%	85.7%	57.1%	42.9%

※ 1 回答の不備により 1 館を除く 149 箇所。うち食料なし 1 館、生活必需品なし 2 館。

※ 2 食料の備蓄対象区は 1 区のみ。

(2) 倉庫内の整理整頓について

実地調査において、備蓄場所が整理整頓されておらず、改善すべき事例が多数見受けられた。備蓄場所ごとの詳細は次のとおり。

ア 呉服町ビジネスセンター地下1階

倉庫全体で廃棄すべきと思われる物資が多くあり、埃がしており、整理整頓されていなかった。また、倉庫内は保健福祉局ほか他局区の物資も保管されており、次のような事例が見受けられた。

- 1：平成17年福岡県西方沖地震の際、かもめ広場の仮設住宅から撤収されたと思われる物資が放置されたままであり、その中には賞味期限が2006年7月17日のベビーフードもあった。
- 2：保健福祉局所管の使用不能の布団、毛布、枕等が山積みされたままとなっていた。
- 3：高く積み上げられた保健福祉局所管の衛生資材（シューズカバー等）の入った段ボールが倒れかかっており、危険な状態であった。
- 4：所管が不明の物資（自転車等）があった。

事例 1



事例 2



事例 2



事例3



イ 公民館

実地調査を行った18館のうち、14館では整理整頓されていたが、4館において次のような事例が見受けられた。

- 1：倉庫室内で、備蓄品の手前に公民館の物品が置いてあり、備蓄品が容易に取り出せない公民館があった。
- 2：公民館に配備となっている携帯トイレが小学校の倉庫に保管されており、他の物資に紛れていて、探し出すのに時間を要した。なお、倉庫内の備蓄品置き場までの通路は椅子等を置いて狭くなっていた。
- 3：館長・主事ともに携帯トイレが配備されていることを知らず、探し出すのに時間を要した館があった。

ウ 区役所

実地調査を行った7区のうち、5区では保管場所が整理整頓されていたが、整理整頓されていない区が2区あった。また、そのうち1区は、備蓄資材が所定の場所に無かった。

- 1：投光器セットを保管しているキャビネットの扉の前に段ボールを置いていて、扉がすぐに開けられない状態であった。また、投光器と書かれた紙がキャビネットの扉に貼られていたが、外れかけていた区があった。
- 2：区の公文書を保管している地下書庫に携帯トイレが保管されているが、整理整頓されておらず、似たような段ボールがいくつもありわかりにくく、1箱は発見できない区があった。
- 3：担架が所定の位置になく、探し出すのに時間を要した区があった。

事例 1



事例 2



(3) 停電時の対応について

発災により停電した場合の備蓄品の搬出時の照明について、実地調査を行ったほとんどの施設で施設内の事務所や備蓄場所に懐中電灯を備えていた。しかしながら、公的備蓄品の約9割を保管している埋蔵文化財センター月隈収蔵庫では、備蓄倉庫内に懐中電灯が備えられてはいるが、非常用電源は設置されていなかった。また、公民館では懐中電灯の保管場所を一部の職員しか把握しておらず、情報共有されていない館があった。

(4) 備蓄場所の選定について

地域防災計画の避難所一覧に記載されている災害種別毎の指定によると、分散備蓄場所となっている公民館（150箇所）のうち、災害の種類によっては避難所とならない公民館が41箇所（27.3%）、又は建物の2階以上が避難所となる公民館が62箇所（41.3%）となっている。実施調査におけるヒアリングによると、1階建てのため、やむを得ず1階に保管しているところや2階建てだが保管スペースが確保できず1階に保管しているという公民館があった。

また、公的備蓄を含め本市の防災物資が多く収納されている呉服町ビジネスセンター地下1階も浸水想定区域内である。

市民局防災・危機管理課では今後、建物強度の調査を実施し、備蓄場所としての適否を判断する予定となっている。

ア 災害種別ごとの指定箇所数（公民館）

（単位：箇所）

区分	災害種別ごとの指定					計
	浸水	土砂	高潮	地震	津波	
避難不可	3	2	32	—	4	41
2階以上に避難	20	6	32	—		58
3階以上に避難			4	—		4

4 備蓄品等の調達状況

本市では、平成28年4月の熊本地震の教訓を踏まえ、平成29年度に地域防災計画の見直しを行い、備蓄数量をそれまでの想定避難者数12,500人（25,000人の半数）の1日分（3食）にあたる37,500食から現在の270,000食に、簡易トイレを24,000袋から334,300袋へなど備蓄品の増強を図ったことにより、平成29年度の契約金額が増えていくものである。

平成26年度から同30年度までに市民局が購入した公的備蓄（保管庫や備蓄場所の経費も含む）の契約金額は269,218,007円であった。詳細は次のとおりである。

(1) 食料

（単位：円）

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計
保存用飲料水	507,060	480,017	5,132,160	8,878,596	3,523,589	18,521,422
保存用食料（ごはん）	0	0	10,108,800	40,151,103	8,740,386	59,000,289
保存用食料（パン）	1,588,788	1,622,592	5,870,880	12,526,617	3,895,186	25,504,063
保存用食料（白粥）	330,480	289,591	1,383,026	3,434,191	1,303,472	6,740,760
ゼリータイプ栄養補助食品	0	0	0	2,883,600	2,851,200	5,734,800
粉ミルク	0	0	0	379,362	379,362	758,724
粉ミルク（アレルギー対応）	0	0	0	36,353	82,620	118,973
合計	2,426,328	2,392,200	22,494,866	68,289,822	20,775,815	116,379,031

(2) 資機材（生活必需品を含む）

（単位：円）

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計
簡易トイレ（便袋）				22,800,960		22,800,960

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計
簡易トイレ（箱型トイレ）				24,557,644		24,557,644
使い捨て哺乳瓶				1,244,699		1,244,699
歯ブラシ				2,106,000		2,106,000
紙おむつ（乳児用）				351,000		351,000
生理用品				615,600		615,600
アルミブランケット				20,547,000		20,547,000
ランタン（手動）				703,317		703,317
発電機（ガス式）				14,601,600		14,601,600
コードリール				1,033,344		1,033,344
投光器				1,445,040		1,445,040
投光器用三脚				1,091,880		1,091,880
マルチルーム（着替え等用）				11,447,676		11,447,676
段ボール間仕切り				14,260,860		14,260,860
カセットコンロ				1,293,883		1,293,883
カセットガス				175,024		175,024
ブルーシート				385,786		385,786
トラロープ				307,741		307,741
コンテナボックス				265,464		265,464
懐中電灯				611,280		611,280
発泡スチロールボックス（蓋付）				87,912		87,912
軍手				63,150		63,150
合計				119,996,860		119,996,860

(3) 平成26年度以前に購入し、同24年度に配備されたもの（単位：円）

区分	23年度	24年度	合計
ターポリン担架	4,014,360		4,014,360
簡易トイレ（便袋）		3,726,000	3,726,000
合計	4,014,360	3,726,000	7,740,360

(4) 防災倉庫等の調達について

(単位：円)

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計
校区防災倉庫				24,260,796		24,260,796
防災用品物置				6,508,080※		6,408,720
合計				30,768,876		30,768,876

※ 3 段スチールラックの購入分99,360円を含む

(5) 備蓄場所の負担金等について

(単位：円)

区分		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計
負担金	呉服町ビジネスセンター 地下1階の負担金	291,168	291,168	291,168	291,168	291,168	1,455,840
委託料	備蓄物資の校区防災倉庫 への配送				680,400		680,400
合計		291,168	291,168	291,168	291,168	291,168	2,136,240

5 備蓄品の供給体制の現状

災害対策本部の組織のうち、市民局防災・危機管理課、物資調達・輸送チームの主管局であることも未来局及び各区（災害対策本部）への備蓄物資の供給体制に関する調査票調査及び実施調査の結果は次のとおりである。

(1) 災害時応援協定について

地域防災計画では、災害時に調達する物資について、災害時応援協定を締結している企業等から調達物資に関する情報を定期的に把握し、また、発災時における確実な物資の調達のため、企業等とのさらなる協定締結を推進していくこととしている。

令和元年10月7日現在、生活必需品の調達先として15の企業等と食料、飲料水並びに日用品等の供給及び避難所等への搬送等の災害時応援協定を結んでいる。

また、災害応急業務に必要な資機材や生活物資等の輸送及び物資の集積拠点での荷捌きの荷役の提供等の協定先として5企業等と協定を結んでいる。

このうち、19の協定を結んでいる市民局防災・危機管理課では、災害時応援協定に基づく調達物資（流通備蓄）の数量について、必要に応じ対応するとして、定めていない。

また、国や自治体等からの救援物資も含めた調達物資の受け入れ体制について、集積拠点から各避難所等への輸送体制を定めたものはなく、地域防災計画において、

救援物資の二次集積拠点として「民間の物流倉庫等」と記載しているが、候補地はあるものの具体的な場所は現時点では決定していない。

なお、市民局防災・危機管理課では、災害時応援協定を締結している企業等と毎年4月に相互で担当者の確認を行い、一覧表として管理している。

(2) 物資調達・輸送チームについて

地域防災計画では、災害対策本部を設置したときは、迅速かつ効率的な災害対応のため、必要に応じて機能別チームを編成するとされている。こども未来局を主管局とする物資調達・輸送チームは、協定に基づく食料・生活必需品等の調達や物流事業者等と連携した救援物資の供給等に関する事務を担当することとなっており、物資に係る統制の全般を担うこととなっている。

物資調達・輸送チーム（こども未来局、農林水産局、道路下水道局、港湾空港局）内での役割分担、各区災害対策本部や各避難所との連携及び物資が有効に供給される仕組みの構築等に関する具体的な計画、マニュアルが、市民局及びこども未来局のどちらでも作成されていなかった。

(3) 区災害対策本部について

ア 物資の調達・供給の体制について

調査票調査では、物資の調達や供給について、7区で課題があるとし、そのうち6区で物資調達・輸送チーム及び市民局防災・危機管理課との連携に問題があると回答している。

具体的には、平成30年7月豪雨の際に、物資や避難所運営職員の輸送について、道路の混雑で長時間を要したことから、車両の確保や輸送方法の検討の必要性を挙げている。

また、大規模災害時の二次集積所の整備が進んでいないことや在宅避難者、車中泊者のニーズの把握や物資の提供方法を課題としている区もあった。

イ 自主防災組織との連携について

調査票調査では、校区防災倉庫の管理について、各区災害対策本部の全てが、効果的に管理ができるため、在庫管理の主体としては、校区自主防災組織が適していると回答している。その理由としては、校区の小学校に設置されている校区防災倉庫（分散備蓄）の物資は地域の防災訓練等に使用でき、校区の防災研修会や防災訓練等で定期的に倉庫内の物資を確認・使用することで、物資の管理状況の把握や有事の際のスムーズな使用が可能であるなどとしている。

また、自主防災組織が実施する防災訓練を把握している区は3区であり、自主防災組織が独自に備えている備蓄品を把握している区は無かった。

(ア) 校区防災倉庫の管理について

区分	校区自主防災組織	左記以外	計
効果的に管理できるのはどこか	7	0	7
構成比	100.0%	0.0%	100.0%

(イ) 自主防災組織が実施する防災訓練の把握

区分	している	していない	計
防災訓練の把握	3	4	7
構成比	42.9%	57.1%	100.0%

(ウ) 自主防災組織が備えている備蓄品の把握

区分	している	していない	計
備蓄品の把握	0	7	7
構成比	0.0%	100.0%	100.0%

(4) 過去の災害時の実績について

各備蓄場所における備蓄品の使用実績（平成28年4月1日から令和元年5月末の間に発生した災害等）は次のとおり。

ア 公的備蓄の供給実績

平成30年7月豪雨では、市が避難指示を出し、多くの避難所が開設されたが、当時は、風水害では弁当を提供する取り扱いであったが、一部の避難所では備蓄品を使用していた。

公的備蓄供給実績一覧（平成30年7月豪雨）

備蓄場所	品名	数量	備蓄場所	品名	数量
三筑公民館	毛布	1枚	有住公民館	水	1本
平尾公民館	毛布	2枚		缶パン	2個

備蓄場所	品名	数量	備蓄場所	品名	数量
鶴田公民館	水	不明	金武公民館	水	131本
南片江公民館	水	15本		パン	83個
	和風リゾット	7個		白粥	10食
	洋風リゾット	3個	西陵公民館	水	72本
早良公民館	水	24本		パン	24缶
	缶詰パン	24個		水	10本
野芥公民館	水	48本	福重公民館	洋風リゾット	1食
	パン	29食	愛宕公民館	和風リゾット	1食
	味付きごはん	24食	西都公民館	パン	3食

イ 公的備蓄以外の弁当等の供給について

本市では近年まで、公的備蓄の提供は震災時を想定しており、風水害では弁当を提供する取り扱いとしていたが、平成30年10月に災害の種類を問わず、区災害対策本部において、食料の提供が必要と判断した場合は、備蓄食料及び弁当を提供する取り扱いへと変更し、さらに令和元年11月に食料の提供が必要な場合は、避難所開設から3日目までは備蓄食料を、4日目以降は弁当の提供もできると変更している。

また、災害時の弁当の調達は、こども未来局（物資調達・輸送チーム主管局）が（株）プレナスに協力を依頼し、提供されている。

なお、平成30年7月豪雨の際の避難所へ弁当の供給について、7区のうち5区が配送までに時間を要したことを課題としている。

28年度以降の弁当の供給実績は次のとおりである。

（契約書等から監査事務局作成）

年度	支払金額	契約形態	納品日	内訳	支払 担当課	相手方
31	実績なし					
30	729,210円	単価契約	平成30年 7月6日	指令書1号～4号の内容 42箇所の公民館等の避難者用 ・各種弁当、おにぎり：1,836個 ・ペットボトル、各種お茶：1,202本 ・スープ、豚汁：464個 合計3,502品	こども未来局 事業企画課	（株）プレナス
29	実績なし					

年度	支払金額	契約形態	納品日	内訳	支払 担当課	相手方
28	830円	不明	平成28年 6月22日	笹丘公民館分	中央区 地域保健 福祉課	(株)プレ ナス
	500円	不明	平成28年 6月22日	笹丘公民館分	中央区 地域保健 福祉課	(株)プレ ナス

ウ 公民館での公的備蓄等の供給について

過去に弁当及び公的備蓄の提供を行った実績のある公民館の実地調査において、公民館職員や自治協議会のメンバー等には公的備蓄の提供の判断基準等が周知されていないことや避難所運営職員の知識不足、また、問い合わせを受けた災害対策本部の対応等について、改善すべき事例などが見受けられた。

公民館職員へのヒアリングの主な内容は次表のとおりである。

ヒアリングの主な内容（平成30年7月豪雨）

- 1：備蓄品に加え、自治協経費でコンビニのおにぎり等を調達し、避難者に提供した。備蓄品の使用について避難所運営職員では判断できず、自治協議会で判断し提供を決めた。
- 2：区に問い合わせたが、弁当の提供ができないとの回答だったので自治協議会経費でおにぎり等を調達し提供したが、他区では弁当を提供していた。区で対応が違うのは問題がある。
- 3：地震ではなく水害による避難であったため、使用してよいのかわからなかったが、水のみ使用した。
- 4：手配した弁当がなかなか公民館に届かなかったため、避難者を待たせるわけにもいかず、備蓄品を使用した。また、時間がかかったことで避難者の人数が増加し、食事数が足りないことがあった。

6 市民・企業等への災害備蓄の必要性等の周知状況

地域防災計画では、災害に備え、災害時に必要となる食料、資機材について、市民及び企業等に対して必要な備えを呼びかけることとしており、市民及び企業等は、食料、飲料水その他の生活必需品を最低3日分備蓄するよう努めなければならないとしている。

市民局防災・危機管理課では、毎年9月1日から7日までを「福岡市備蓄促進ウィーク」と定め、家庭や職場での備蓄促進や防災意識の高揚のため、備蓄促進キャンペーンや防災キャンプなどの取組みを行っているほか、過去の災害事例や身近にで

きる防災対策等について、出前講座を実施しており、その際、本市の備蓄場所や備蓄品についての周知を行っている。

また、区役所7区のうち、6区が校区等の防災訓練で自主備蓄の必要性について、周知を行っており、避難所生活において必要と思われるもののリストを作成し、説明している区もあった。

出前講座の実施状況及び区役所における市民への自主備蓄の啓発等の取り組み状況は次のとおり。

(1) 出前講座実施状況

年 度	30	29	28	27	26
回 数	165	103	159	67	60
参加人数	8,713	4,792	7,157	2,992	2,810

(2) 区における本市の備蓄状況及び市民の自主備蓄の必要性等の周知について

区分		している	していない	計
市民への本市の備蓄状況の周知		4	3	7
	構成比	57.1%	42.9%	100.0%
市民の自主的備蓄の必要性の周知		6	1	7
	構成比	85.7%	14.3%	100.0%
啓発(市民及び事業所の認識を高める取り組み)		5	2	7
	構成比	71.4%	28.6%	100.0%

監 査 委 員 の 意 見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、「地域防災計画における備蓄品の管理状況及び物資の調達・供給の仕組みについて」をテーマとした監査の結果に関する報告に添えて、意見を提出する。

近年は、平成23年に発生した東日本大震災や平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年の台風19号の襲来など、大規模な自然災害が数多く発生している。

国においては、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、平成24年6月に地方公共団体の応援に関する措置の拡充や災害対策に必要な物資等の供給及び運送に関する措置など多

岐にわたり災害対策基本法が改正され、平成28年熊本地震において、被災地の要望を待たずに支援物資を調達・輸送するプッシュ型の物資支援を本格的に実施されたところである。また、本市では熊本地震の教訓を踏まえ、平成30年6月に福岡市地域防災計画を見直し、公的備蓄の計画数量等を変更したところであるが、その後も平成30年7月豪雨などの災害が発生しており、災害への備えはますます重要になっている。

そのため、発災後、必要な物資を迅速かつ確実に避難者へ届けることができるよう、公的備蓄を適切に配備、管理するとともに速やかに供給できる体制を構築する必要がある。

本市では、災害用の備蓄に関して、平成29年より毎年9月1日から7日までの備蓄促進ウィークと定め、家庭や職場での備蓄促進を図るとともに、公的備蓄については、熊本地震の教訓を活かし備蓄数量の算定方法等を見直し、備蓄品を増強しており、今回の行政監査において、福岡市地域防災計画に基づいた品目及び数量がおおむね配置されていることが確認できた。

一方で、前述の監査結果に記載のとおり、地域防災計画上、不足すると考えられる品目や備蓄数量の根拠が明確でないもの、備蓄品の在庫管理及び備蓄場所の管理の一部に改善を要する事例が見受けられた。また、流通備蓄の調達・供給及び本市災害対策本部内の連携においても課題が見受けられた。

所管部局におかれては、今回の監査結果を真摯に受け止め、発災後直ぐに備蓄物資を迅速かつ確実に避難者等に供給できる体制を構築するため、以下に掲げる事項について検討し、改善に取り組まれることを要望する。

1 備蓄計画の品目の工夫と備蓄計画書の作成の検討

今回、公的備蓄について、主に地域防災計画における備蓄品の品目及び数量等について確認したが、近年の発災時において必要不可欠と見込まれ、計画上に無い品目、数量の積算根拠が不明な品目及び備蓄品の配分対象とすべき帰宅困難者などが見込まれていないなど改善すべき点が見受けられた。

また、発災後直ぐに必要となる、し尿の処理に係る物資の配備について、国のガイドラインでは、トイレの待ち時間に留意し、避難者数に見合ったトイレの個数と処理・貯蔵能力を確保することが重要としている。本市においてもマンホールトイレの整備状況などを考慮し、改めて必要な数量を算出し、整備の検討が必要であると考えられる。

本市の地域防災計画には備蓄計画はあるものの、必要品目の考え方、必要数量の積算根拠及び更新時期など備蓄のあり方を体系的にまとめたものとはなっておらず、発災後直ぐに備えておくべき公的備蓄物資を迅速かつ確実に供給できる体制を構築するためには、必要備蓄数量の確保及び備蓄物資の質の向上、さらには被災者支援に係る国の動向及び各種団体との協定の内容等を踏まえた備蓄を行うことが不可欠であり、数年ごとに見直しを図ることが必要であることから、充実した形で適宜更新可能な備蓄計画書を新たに作成することが望ましいと考えられる。

2 備蓄品の管理

市民局は、集中備蓄品及び分散備蓄品ともに市民局の管理ととしている。

一方で、校区防災倉庫の備蓄品は地域の防災訓練等に使用でき、使用により消耗した物資については、使用者が補充する運用を行っているが、補充について、確認していない。また、備蓄品の最終的な処分（有効利用及び廃棄）は各施設管理者に任せている。これらのことから、備蓄品について、市は定期的な管理を行っておらず、十分に管理しているとは言い難い。

また、調査票では、市民防災センター、人権のまちづくり館及び保育所は在庫管理を行っているとし、公民館（149館）では、約8割、区役所では5区が在庫管理を行っていると回答している。さらに、各区災害対策本部の全てが、校区防災倉庫の備蓄品の在庫管理については、効果的に管理ができるため、在庫管理の主体としては、校区自主防災組織が適していると回答している。

市民局におかれては、備蓄品の管理に関する役割分担や管理方法に関する考え方を整理するとともに、市民局及び区役所が管理する保管場所においては、使用の都度の確実な数量確認や定期的な棚卸しの実施など、確実な数量把握に努められたい。

3 備蓄場所の管理

呉服町ビジネスセンター地下1階の倉庫内には、複数局区の物資が保管されているが、使用不能と思われる布団等が山積みされたままとなっているほか、高く積み上げられた衛生資材の入った段ボールが倒れかかっているなど危険な状態も見受けられた。施設の管理責任者である市民局におかれては、必要なものと不必要なものを選別し、早急に倉庫内の整理整頓を実施するとともに、倉庫内の環境が安全に保たれるように保管物資の所有局等を指導されたい。

また、区役所及び公民館においても、倉庫等の整理整頓が行われておらず、備蓄品の在りかが直ぐに判明しない事例や、保管庫の扉が障害物で開けにくい事例が見受けられている。発災時に必要な備蓄品が速やかに供給できるよう、整理整頓し備蓄場所を適正に管理されたい。

4 地域防災計画における区災害対策本部独自の備蓄の位置づけ

区災害対策本部では、避難者等用として独自に備蓄を行っている区と行っていない区があったがその目的などが十分整理されていない。また、避難者用の独自の備蓄の状況が区ごとに異なることについて、7区のうち5区が市で共通の対応となるよう方針が必要と考えている。

市民局におかれては、これらの実態を踏まえ、地域防災計画における公的備蓄と各区の独自備蓄の位置づけを整理し、必要な備蓄であれば、目的等を明確にし、地域防災計画に記載されたい。

5 災害対応部署の連携強化

発災直後は、被災自治体として、的確かつ迅速な状況把握が求められ、国や他自治体の支援を受ける場合でも正確な情報提供を行うことにより、効果的な受援が期待される。また、地域防災計画において、災害対策本部を設置したときは、迅速かつ効率的な災害対応のため、必要に応じて機能別チームを編成するとしている。

しかしながら、市民局、関係各局及び各区は、物資が有効に供給される仕組みの構築等に関する具体的な計画、マニュアルをいずれにおいても作成していないなど十分に連携がとれておらず、また、7区のうち6区は物資調達・輸送チーム及び市民局との連携に課題があると認識している。

市民局におかれては、発災時に速やかに対応できるよう、関係各局及び各区と協議の上、役割分担を明確にし、実効性のある体制となるよう連携を強化されたい。

6 実行性のある流通備蓄

災害時に調達する物資について食料や資機材等の供給や避難所等への輸送などの災害時応援協定を20の企業等と結んでいるが、災害時応援協定に基づく調達物資（流通備蓄）の必要数量について、検討されておらず、また、8協定は10年以上前に結ばれたものとなっている。流通備蓄は公的備蓄の補完的役割を担うものであることから、今般の災害で見えてきた課題から必要とされる物資の種類や物資の性能の向上等によるニーズの変化等も考慮し、これまで締結している協定内容を検証し、実効性のある流通備蓄の確保に努められたい。

7 物資の迅速かつ円滑な集配送に向けた取り組み

国や自治体等からの救援物資も含めた調達物資の集配体制については、集積拠点から各避難所等への輸送体制を定めたものがなく、また、地域防災計画において、救援物資の二次集積拠点として「民間の物流倉庫等」と記載しているが、候補地はあるものの、具体的な場所が未定となっている。

熊本地震の課題としても、必要な緊急物資を必要とされる場所に適時届けるため、集配送拠点の配置や物資の集配送にかかる人員体制の整備が必要とされているところである。

また、国の大規模地震・津波災害応急対策対処方針においても被災市町村の役割として、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され、引渡された物資を避難者に対し供給することや地域内輸送拠点から避難所までの輸送を行うこととされている。

発災直後に、各避難場所まで迅速に支援物資を届けるためには、平時において、輸送拠点から避難所まで物資輸送のための具体的な計画を策定しておくことが重要であることから、迅速かつ確実に集配送できる体制の整備に努められたい。

8 市民・企業への自主備蓄の啓発

市民局では、防災に関する出前講座を実施し、その参加人数も年々増加していることや、また、区役所でも校区等の防災訓練で自主備蓄の必要性について周知していることから、自主備蓄に対する意識も向上していると考えられるが、市民や企業への周知度に関する調査等を行われておらず、啓発効果が把握できていない。啓発活動の効果を検証するため定期的に自主備蓄に関する調査などを行い、さらに積極的な市民及び企業等への自主備蓄の啓発に努められたい。

資料編

目 次

1	福岡市地域防災計画（令和元年6月）	80
2	福岡市業務継続計画【震災対策編】（平成28年4月）	93
3	大規模地震・津波災害応急対策対処方針 （令和元年5月27日中央防災会議幹事会）	95
4	大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き （平成28年2月内閣府（防災担当））	98
5	男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 （平成25年5月内閣府男女共同参画局）	99
6	避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン （平成28年4月 内閣府（防災担当））	100
7	福岡県備蓄基本計画（平成26年3月）	102

1 福岡市地域防災計画（抜粋）

第1章 総 則

第2節 防災の基本理念及び施策の方向性

4 災害応急対策

(1) 基本的な考え方

① 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

② 被災者のニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、性的指向・性自認、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(2) 施策の方向性

①～②（略）

③ 発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制を確立する。

④ 以下（略）

第3節 市民及び事業者等の責務

1 市民の責務

市民は、自らの安全は自らが守るとの観点に立つて、日常から災害時の家族の連絡方法、避難先、避難経路等を確認し、非常時の食料・水・日用品等の非常持ち出し品の確保、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備をしておくとともに、地域での自主防災組織などによる防災訓練等に参加するなど、風水害・地震・津波災害等への備えに努める。

災害時には、地域住民と相互に助け合い、避難や初期消火、応急手当などを行うとともに、市その他の関係機関の行う防災活動と連携し、協力するよう努める。

2 事業者の責務

事業者は、日常から災害時の防火対策など防災体制の整備、従業員などの安全確保に関して準備しておくほか、事業所内での消火・水防活動や避難等に関する訓練等を行っておくなど、風水害・地震・津波災害等への備えに努める。

災害時には、事業者は、地域住民と協力して防災活動を行い、地域の経済活動を維持するとともに、市その他の関係機関が行う防災活動と連携し、協力するよう

努める。また、帰宅困難者の一時滞在への協力などの地域への貢献といった役割を認識し、災害時行動マニュアルの作成や、従業員や顧客等が帰宅できない場合に一定期間滞在するための食糧・飲料水等の備蓄等の防災体制の整備に努めるものとする。

第4節 災害の想定 ※一部のみ抜粋

地震の想定にあたっては、福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査（平成24年3月）」及び「津波に関する防災アセスメント調査（平成24年3月）」の結果を基礎とする。

第1 地震の想定

1～3（略）

4 想定地震による被害等の概要

(1) 被害想定

被害想定については、福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査」（平成24年3月）結果に基づき、福岡市に最も影響を及ぼすと考えられる警固断層（南東部）、市域に影響を及ぼすと考えられる小倉東断層、西山断層、水縄断層の4つの想定地震モデルについて、活断層が活動した場合の被害を想定する。

なお、県の調査によって被害想定が出された主要な4断層を抜粋しており、下記の被害想定結果一覧は、福岡市の被害想定を抜粋している。

震源断層			現況表	小倉東断層 (北東下部)	西山断層 南東部 (中央下部)	警固断層 南東部 (中央下部)	水縄断層 (北東下部)
想定項目							
建物被害(棟)	全壊 (大破)	木造	168,436	0	655	3,926	122
		非木造	85,967	0	127	597	15
		計	254,403	0	782	4,523	137
	半壊 (中破)	木造	168,436	0	1,173	2,559	440
		非木造	85,967	2	303	915	53
		計	254,403	2	1,476	3,474	493
ライフ ライン 等被害	上水道（箇所）			0	259	1,024	13
	下水道（箇所）			0	49	569	0
	都市ガス管（箇所）			0	15	158	0
	配電柱（本）			0	12	54	1
	電話柱（本）			0	13	66	2
	港湾係留施設（km）			0	35.0	35.0	3.2

想定項目		震源断層	小倉東断層 (北東下部)	西山断層 南東部 (中央下部)	警固断層 南東部 (中央下部)	水縄断層 (北東下部)
火災	炎上出火（件数）		0	4	20	1
	延焼焼失（棟数）		0	0	3	0
人的被害	死者（人）		0	104	458	10
	負傷者（人）		0	1,104	3,171	383
	要救出者（人）		0	802	4,460	130
	要後方医療搬送者数（人）		0	110	317	38
	避難者数（人）		0	4,332	25,072	759

※注釈は略

（「地震に関する防災アセスメント調査 平成24年3月福岡県」より抜粋）

(2) 想定される帰宅困難者数

① 想定

警固断層帯南東部を震源とする地震により公共交通機関等が遮断された場合

② 帰宅困難者数

最大約19万人（福岡市域）

③ 寄る辺のない帰宅困難者数

ア 天神地区…最大約20,500人

イ 博多駅地区…最大約17,500人

※ 寄る辺のない帰宅困難者…職場・学校などに滞在可能な通勤・通学者を除いた
帰宅困難者

(3)～(4) (略)

第2章 防災組織計画

第2節 災害対策本部の組織・運営

市が災害応急対策を実施するに当たって、早期に指揮命令系統を確立するとともに、活動を行う組織体制の確立、職員等の動員・柔軟な配備、関係機関等への速やかな応援要請等を行う。

第1 福岡市災害対策本部等

福岡市災害対策本部（以下「対策本部」という。）は、災害対策基本法及び福岡市災害対策本部条例（昭和38年福岡市条例第22号）に基づいて、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において防災活動の強力な推進を図るため臨時に設置される市の機関の一つである。

なお、対策本部の設置を迅速に行うため、情報収集態勢又は福岡市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、情報の収集などの業務にあたるものとする。

1～2（略）

3 対策本部

(1) 対策本部の組織

- ① 市長を対策本部長、副市長及び危機管理監を対策副本部長とする。対策本部長不在時は、対策副本部長が職務を代理し、その順序は、福岡市長職務代理者規則に定める順序とする。

なお、対策本部長、対策副本部長不在時の順序は、別に定める。

- ② 対策本部に、部及び区本部を置き、部は部長、副部長、班長及び班員を、区本部は区本部長、区副本部長、班長及び班員をもって各々構成する。ただし、災害発生初期においては、重要な防災活動に集中するため、臨時の応援態勢をしくことがある。

- ③ 部は、対策本部長の指揮の下に所管の防災事務を遂行する。

(2)～(7)（略）

4 区災害対策本部

(1) 区災害対策本部の設置

災害対策本部を設置したときは、各区の区域内の災害応急活動を実施するため、区災害対策本部を設置する。

(2) 区災害対策本部の設置場所

区災害対策本部は、各区役所庁舎内に設置する。

(3) （略）

5 機能別チーム

災害対策本部を設置したときは、迅速かつ効率的な災害対応のため、必要に応じて機能別チームを編成する。

- (1) 受援調整チーム（総務企画局、経済観光文化局）

- (2) 物資調達・輸送チーム（こども未来局、市民局、道路下水道局、港湾空港局、農林水産局）

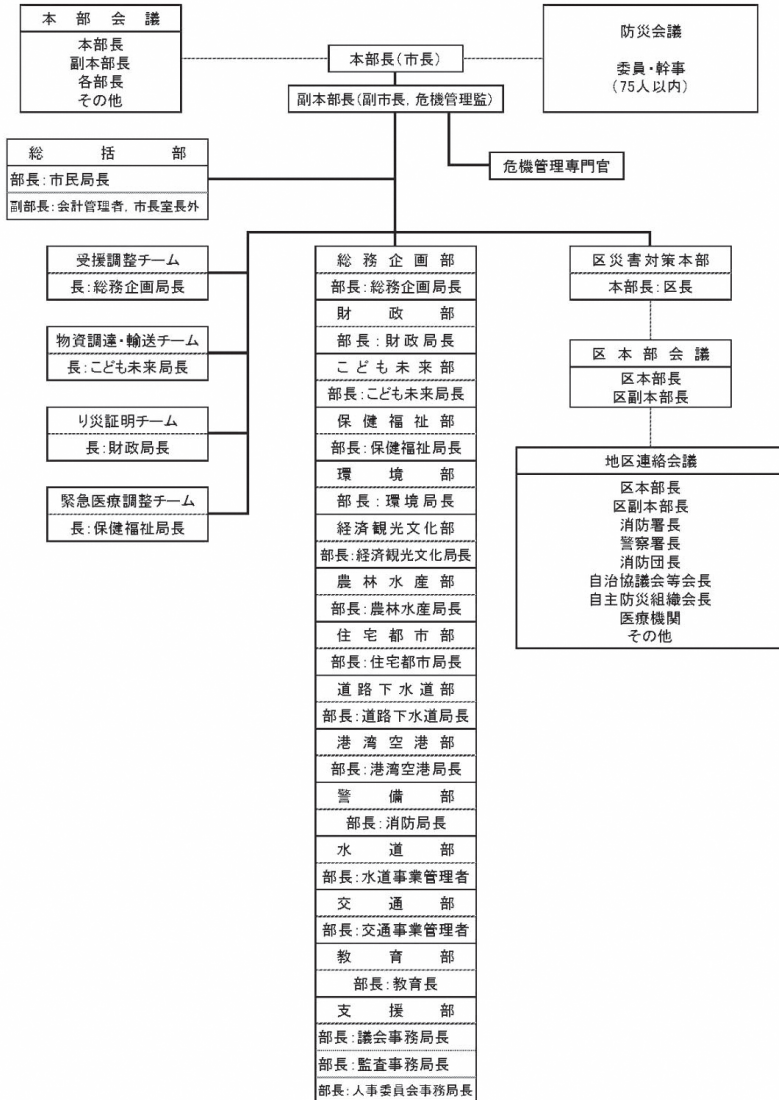
- (3) り災証明チーム（財政局、市民局、住宅都市局、区役所）

- (4) 緊急医療調整チーム（保健福祉局、消防局）

6 組織及び事務分掌

- (1) 市災害対策本部組織図 次頁のとおり

市災害対策本部組織図



(2) 市災害対策本部事務分掌

① 機能別チーム

ア (略)

イ 物資調達・輸送チーム

構成局	主な事務分掌
こども未来局◎ 市民局 道路下水道局 港湾空港局 農林水産局	○ 物資にかかる全般統制に関すること ○ 協定に基づく食料・生活必需品等の調達に関すること ○ 物流事業者等と連携した救援物資の供給に関すること ○ 救援物資の在庫状況の管理に関すること ○ 救援物資輸送ルート選定に関すること ○ 救援物資の輸送にかかる自衛隊への支援要請及び調整に関すること ○ 市民・企業等からの救援物資の受け入れに関すること

(◎主管局)

ウ～エ (略)

第3章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備

第1 災害予防及び災害時活動体制の整備

災害に備え、市の災害予防及び災害時の対応体制を充実するため、職員の防災活動能力の向上、災害対策本部体制の充実、広域応援体制の充実を図っていく。

3 災害対策本部体制及び運営環境の整備

(1) (略)

(2) 防災資機材の整備

災害応急活動に必要な防災資機材等の整備計画を策定する。

(3) (略)

(4) 各業務の運営計画の整備

防災計画の各計画項目について、具体的、詳細な運営計画（マニュアル）を順次整備する。

4 広域応援体制の整備

(1) 応援協定等締結都市との連携

「九州市長会における災害時相互支援プラン」、「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」及び「21大都市災害時相互応援協定」の実効性を確保するため、各締結都市との間で、防災計画等防災に関し必要な情報を交換するなど、日常から密接な連携をとっていく。

(2) 防災関係機関との連携

自衛隊、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関その他の防災関係機関と、防災計画の周知、市の防災体制等必要な情報を交換するなど、日常から密接な連携をとっていく。

また、避難勧告等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(3) 各業務における広域協力体制の推進

関係各部署において、他の自治体、団体等との協議会その他を通じて、防災に関する情報交換を行うなど日常の協力関係を確立するほか、必要に応じて各業務に関する災害時の協力内容等について協議していく。また、各種応援協定等に基づく対応について、その成果と課題等の検証を行い、より円滑かつ効果的な運用ができるよう、各協定の更なる充実を図っていく。

第3節 被災者支援への備え

被災者への支援対策を充実するため、食料や生活必需品の備蓄・調達、避難対策、要配慮者対策等について必要な整備を行う。その際、男女のニーズの違い等、男女の双方の視点に十分配慮するものとする。

第1 生活支援対策

災害に備え、災害時に必要となる食料、生活必需品、資機材（以下「物資」という。）に関して、市民や企業等に対して必要な備えを呼びかける。

また、公的備蓄は、発災から3日間の対応に備え、必要最低限の物資を備えけるとともに、これを補完するものとして、国等からの救援物資や企業等との災害時応援協定に基づく流通備蓄の活用を図る。

1 自主的備蓄の促進

市民及び企業等は、食料、飲料水その他の生活必需品の最低3日分の備蓄に努めなければならない。

(1) 家庭における備蓄

① 災害に備え、市民一人ひとりが食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等を最低3日分備えておくことを呼びかけ、周知・普及を図る。

なお、アレルギー対応食やミルク等、各個人の事情に合わせた備蓄についても呼びかけ、周知・普及を図る。

② 食料、水のほか、懐中電灯、ラジオ、衣類、常備薬、お薬手帳その他必要な日用品をまとめ、いつでも持ち出せるように備えておくこと等を呼びかけ、周知・普及を図る。

(2) 企業等における備蓄

企業等については、災害時に従業員等を事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を最低3日分備えておくよう呼びかけ、周知・普及を図る。

2 公的備蓄

(1) 備蓄品目

① 食料

水、パン、レトルト米の基礎的食料に加え、高齢者、乳幼児及び食物アレルギーを有する避難者に対応した白粥、粉ミルクなどの備蓄を行う。

② 生活必需品

携帯トイレ、簡易トイレ、毛布、生理用品、紙おむつ、哺乳瓶、口腔衛生用品など、発災直後に必要となる生活必需品の備蓄を行う。

③ 資機材

発電機、投光器、カセットコンロ、懐中電灯、ブルーシートなど、発災直後に必要となる資機材の備蓄を行う。

(2) 備蓄数量

想定避難者数約25,000人分及び在宅避難者数5,000人分の食料を3日分備蓄する。

※ 想定在宅避難者とは、居宅で生活可能な者のうち、食料等の入手が困難な者のことをいい、他都市の算出方法を参考に、想定される在宅避難者数を算出。

(3) 備蓄場所

埋蔵文化財センター月限収蔵庫の備蓄倉庫に物資を備蓄するとともに、避難所となる各小学校又は公民館において分散備蓄を行う。さらに、物資をより効率的に輸送、供給できるようにするために、市内各所での分散備蓄について検討していく。

3 流通備蓄

市において、災害時に調達する物資について、災害時応援協定を締結している企業等から調達物資に関する情報を定期的に把握しておく。

発災時における確実な物資の調達のため、企業等とのさらなる協定締結を推進していく。

第2 避難所・避難場所

1～5 (略)

6 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、都市再生安全確保計画に基づき、次に掲げる帰宅困難者対策を講じる。

(1) (略)

(2) 企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等や大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促す。

(3)～(5) (略)

第7 節 業務継続計画の策定

1 市における業務継続計画

市は、大規模な地震が発生した場合において、市民の生命、身体、財産を守り、生活の早期復旧を図るため、災害発生時にも行政機能を確保し、迅速かつ的確な応急対策を実施する必要がある。同時に災害時であっても継続が求められる業務もあることから、あらかじめ、行政サービスの提供を維持するための優先業務を特定し、職員の配備体制や応援体制等を定めた「福岡市業務継続計画」に基づき、大規模地震の発生

に備え、平常時から全庁的に業務継続力の向上に努めることとする。

第5章 震災応急対策計画

第6節 物資の供給・輸送対策

第1 物資の供給・輸送対策

避難者などの被災者に対し、食料等の必要物資の供給を行うとともに、物資の緊急輸送を行う。

1 食料の供給（こども未来局，農林水産局，区役所，九州農政局福岡県拠点）

災害により食料の調達ができなくなった避難者その他の被災者に対し、必要な食料を調達し、配給する。

(1) 食料の調達

① 調達方法

ア 必要量の把握

災害発生当初においては、全体の被害状況の程度から避難者数を推計して、1人当たり3食の割合で確保をする。

状況が落ちつき、避難者数の集計ができた段階においては、これを基礎として1日に必要な食料を算定する。

イ 調達先，手順

区ごとに避難者数の概数を集計し、必要量を算出する。

政府所有米穀の提供を依頼するとともに、市内の食糧取扱業者に必要量を発注する。災害発生当初においては、主として調理済み食料の発注を優先する。

このほか食料の調達に当たっては、農協，漁協等，中央卸売市場の協力を求め、生鮮食料品等の確保に努めるとともに、災害時の食料供給協定締結の推進を図る。

② 調達品目

ア 主食

米飯（調理済み），乾パン，調理パン，米穀（炊き出し用），その他（カップラーメン等）

イ 副食

野菜類，肉類，その他

ウ その他

粉ミルク，牛乳，清涼飲料水，その他

(2) 食料の配給，炊き出し

① 供給の対象

ア 避難所等へ避難している避難者

イ 災害により食料の調達が困難となっている自宅生活者

② 供給量の基準

ア 1人1日3食

イ 1食は米穀換算で200グラムを基準とする。

③ 調達食料の配給

ア 配給の実施

調達した食料は、こども未来部の統括の下に区を単位として配分し、区から各避難所に配分する。

イ 供給方法

災害発生当初は、調理済み食料を中心として配給し、状況の推移により給食業者による弁当の配給等の体制を整えていく。

2 (略)

3 生活必需品の供給（こども未来局，区役所，日本赤十字社，県）

災害により日用生活用品その他生活必需品の調達ができなくなった避難者その他の被災者に対し、必要な物資を調達し、配給する。

(1) 生活必需品の調達

① 調達方法

ア 必要量の把握

災害発生当初においては、全体の被害状況の程度から避難者数を推計して、緊急を要する毛布、防寒具、懐中電灯等の照明器具、電池、ラジオ、紙おむつ等の必要量を概算する。

状況が落ちつき、避難者数の集計ができた段階においては、各避難所から必要な品目・推量を取りまとめる。

イ 調達先、手順

調達は、原則として業者から購入するほか、県への調達要請、日赤等に保管する物資の交付申請、救援物資の配布等により行う。

② 調達予定品目の例

ア 寝具類

毛布、布団等

イ 衣類

下着、防寒具等

ウ 光熱材料等

懐中電灯（ろうそく）、ライター（マッチ）、ラジオ、電池、暖房具等

エ 日用雑貨

タオル、石けん、歯磨き粉、歯ブラシ、ちり紙、バケツ、筆記用具等

オ その他

紙おむつ、哺乳びん、生理用品、化粧品等

(2) 生活必需品の配給

① 供給対象者

ア 避難所生活者で自宅が損壊し日用品が持ち出せない者

イ その他災害により日用品の調達が困難な者

② 供給・配分

ア 配給場所

日用品の配給は、原則として避難所において行う。

イ 供給手順

区毎の必要数を積算調達し各区災害対策本部を通じて各避難所に配布する。

③ 毛布等の配布

区内で保管している毛布を利用する。なお、不足した場合は、日赤福岡市地区本部に協力依頼する。

④ 日赤救援物資

日赤からの救援物資である毛布、緊急セット、タオルセット、医薬品セットについて、必要数を確認の上、日赤福岡市地区本部に依頼し、配布する。

4 救援物資の受け入れ・供給

物流業者や自衛隊等と連携し、救援物資の受け入れ、仕分け、在庫管理、避難所への配送を行う。また、ICTを活用して物資集配送の効率化を図る。

(1) 避難場所等被災者への物資の搬送

① 物資の受け入れ

国や自治体等からの救援物資については、一次集積拠点において受け入れる。市全体の被災状況を見て、二次集積拠点の活用も検討する。

② 物資の輸送等

物資の荷卸し、仕分け、在庫管理、輸送等にかかる業務は、物流事業者や自衛隊と連携し行う。

(2) 物資の集積拠点

① 一次集積拠点

国や自治体等からの救援物資を受け入れ、荷卸し、仕分け、保管し、二次集積拠点又は避難所へ配送するための施設。

・埋蔵文化財センター月限収蔵庫

② 二次集積拠点

一次集積拠点から配送されてくる物資を受入れ、荷卸し、仕分け、保管し、避難所へ物資を配送するための中継施設。

・民間の物流倉庫等

③ その他の救助用資機材、医薬品等

救助活動、応急復旧活動等に必要な資機材、医薬品等については、指示するところにより各消防署、保健福祉センター、その他の活動の拠点に集積する。

5 指定避難所以外の避難者対策

(1)～(2) (略)

(3) 食料等の提供

- ① 在宅避難者等への食料等の提供は、各避難所又は状況により地区の要所で行う。
- ② 提供の期間は、近隣商店や水道等の被災により、食料等の入手が困難な期間とする。
- ③ 指定避難所における食料等の提供については、当該指定避難所及び在宅避難者等も含めた地域全体のために行われていることについて、周知徹底を図る。

2 福岡市業務継続計画【震災対策編】平成28年4月

第4章 業務継続の課題と対応策

第2節 執務環境の確保

1～5（略）

6 食料、飲料水等

(1) 現状

業務継続においては、職員の生活支援が必要となり、食料や飲料水等の確保が重要となるが、全庁的に職員用の食料等の備蓄は、ほとんどなされていないが、一部の区では、毛布等の備蓄や、概ね職員1日程度の食料等が確保されているところがある。

(2) 課題

職員用の食料、飲料水等の備蓄は、ほとんどなされていないため、災害発生後、流通備蓄等による外部からの支援物資等が届くまでは、職員に食料等がほぼ提供されない状況が生じることから、職員用食料等の備蓄の取組みが課題である。

また、貯水槽、高置水槽、配管等の耐震性が低い拠点施設では、地震時に貯水槽等の水が利用困難となる可能性がある。また、その他の拠点施設でも、揚水ポンプ等への電力供給が停止する場合には水の利用に支障を伴う。

(3) 今後の取り組み

① 食料、飲料水等の自主的確保の推奨（防災・危機管理部、各局区）

職員用の食料、飲料水等の備蓄はほとんどなされていないことから、短期的に十分な備蓄量を確保することは容易でないため、初動段階においては、各職員が自主的に食料、飲料水等を確保し、持参して参集することを推奨・周知することにより、食料等の確保につなげる。

② 職員用の飲料水・食料等の備蓄（防災・危機管理部、各庁舎管理担当課）

発災後、非常時優先業務に従事する職員用の食料、飲料水等の備蓄について、必要量や配備場所等を含め、備蓄の実施について検討する。

また、飲料水については、貯水槽等の耐震性に課題がある庁舎においては、貯水槽等の耐震化や備蓄等の検討を進める。

7 トイレ

(1) 現状

本庁舎では、建物を原因とした上水給水設備被害のリスクは低い。また、本庁舎までの上水配水管（供給）については、耐震化が実施されており、長期断水のリスクも低いものの外部的要因により一定期間の断水の可能性がある。

想定地震では、福岡市内で広域的に断水が発生するため、各拠点施設でも長期的に断水する可能性が高い。

各施設には、上水道の貯水槽及び高置水槽が設置されており、被災後、水の供給が停止した場合は、水槽自体が被災しなければ、その残量を飲料及びトイレ用水として使用することが可能である。

なお、本庁舎において、職員用の便袋等の災害時トイレ対策はなされているが、十分な量は確保できていない。

(2) 課題

貯水槽、高置水槽、配管等の耐震性が低い拠点施設では、地震時に貯水槽等の水が利用困難となる可能性がある。また、その他の拠点施設でも、揚水ポンプ等への電力供給が停止する場合には水の利用に支障を伴う。

また、下水管路等の損傷により、トイレが使用できなくなる可能性があることから、職員用の便袋等の備蓄等の災害時トイレ対策が課題である。

(3) 今後の取り組み

① 断水時の貯水槽の活用方法の検討（各庁舎管理担当課）

貯水槽等がある施設の管理者は、被災時における水槽の使用可否の判断方法を含めた残量使用にあたってのルールについて、検討する。

② 職員用の簡易トイレの備蓄（防災・危機管理部、各庁舎管理担当課）

発災後、非常時優先業務に従事する職員用の簡易トイレの備蓄について、必要量や配備場所等を含め、備蓄の実施について検討する。

なお、災害用トイレについては、市民用備蓄物資の更新に伴い不要となる物資の転用を検討する。

8～9（略）

3 大規模地震・津波災害応急対策対処方針（令和元年5月27日中央防災会議幹事会決定） （抜粋）

6 物資の調達

(1) 趣旨

- 1) 大規模地震発生時には、被災地方公共団体及び家庭等で備蓄している物資が数日で枯渇する一方、大規模地震発生当初は、被災地方公共団体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下することなどから、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定される。
- 2) このような大規模地震発生時には、国は、被災都道府県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する必要がある（これをプッシュ型支援と呼ぶ。）

(2) 各防災関係機関の役割（表7）※一部のみ抜粋

被災市町村	・備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され、引渡された物資を避難者に対し供給する。 ・地域内輸送拠点から避難所までの輸送を行う。
-------	---

(3) （略）

(4) プッシュ型支援による物資調達

1) 対象品目

- ① プッシュ型支援により被災都道府県に供給する品目は、食料、毛布、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品の8品目を基本とし、被災者の命と生活環境に不可欠な必需品とする。

2) ①～⑥（略）

3) 8品目の必要量

- ① 大規模地震発生から3日間は家庭等の備蓄と被災地方公共団体における備蓄で対応することを想定し、国が行うプッシュ型支援は遅くとも大規模地震発生後3日目までに、必要となる物資が被災都道府県の広域物資輸送拠点に届くよう調整する。
- ② プッシュ型支援の必要量は、大規模地震発生後4日目から7日目までに必要となる量を見込む。
- ③ 食料については、調理不要の食品を中心に、事態の進展に応じて調理を必要と

する食品も含めて調達・供給する。

- ④ 毛布については、消防庁は地方公共団体の公的備蓄から必要量を確保・供給できるように調整する。
- ⑤ 携帯トイレ・簡易トイレについては、経済産業省による調達に加え、消防庁は、地方公共団体の公的備蓄からの最大限の確保を行うものとする。

(調達するトイレの種類)

名称	仕様	既設トイレの ブース活用可否	梱包サイズ、重量
携帯トイレ	既設トイレの便座等に便袋を設置し、使用後は、し尿をパックし処分するタイプ。 電源と汲み取りを必要としない。	活用可能	※参考例（1 ケース 200回分） 縦360×横570×高さ 460mm 約13kg
簡易トイレ	室内に設置可能な小型で持ち運びができるトイレ。し尿を貯留又は凝固するタイプ。 介護用のポータブルトイレも含む。 電源と汲み取りを必要としない。	活用不可。 別途、囲いを確保するよう配慮する。	※参考例（1 ケース 1 台分） 縦390×横385×高さ 145mm 約2.6kg

(必要量の算出式)

項目	前提とする被害量	算出式
食料	避難所避難者数	避難所避難者数 × 3 食 × 1.2 ²⁶
毛布	避難所避難者数	避難所避難者数 × 一人当たり必要枚数 2 枚 －被災地方公共団体備蓄量
乳児用粉ミルク又は 乳児用液体ミルク	避難所避難者数	避難所避難者数 × 0 歳人口比率 ²⁷ × 一人 1 日当たり必要量 ²⁸ × 4 日間
乳児・小児用 おむつ	避難所避難者数	避難所避難者数 × 0 ～ 2 歳人口比率 ²⁷ × 一人 1 日当たり必要量 8 枚 × 4 日間
大人用おむつ	避難所避難者数	避難所避難者数 × 必要者割合 0.005 ²⁹ × 一人 1 日当たり必要量 8 枚 × 4 日間
携帯トイレ・簡易ト イレ	避難所避難者数 上水道支障率	避難所避難者数 × 上水道支障率 ³⁰ × 一人当たり使用回数 5 回／日 × 4 日間

項目	前提とする被害量	算出式
トイレットペーパー	避難所避難者数	避難所避難者数×一人１日当たり必要量 0.18 ³¹ 巻×４日間
生理用品	避難所避難者数	避難所避難者数×12～51歳女性人口比率 ²⁷ ×一人１期間（７日間）当たり必要量30枚 ×1／7 ³² ×1／4 ³³ ×４日間

26 食料の算出式における「1.2」という係数は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの

27 「0歳人口比率」、「0～2歳人口比率」及び「12～51歳女性人口比率」は、国勢調査（総務省統計局）における数値

28 必要量は、乳児用粉ミルクの場合は140g、乳児用液体ミルクの場合は、１リットルとする

29 大人用おむつの算出式における「0.005」という係数は、避難所避難者における要介護の高齢者を想定したもの

30 携帯トイレ・簡易トイレの算出式における「上水道支障率」は、被災都道府県ごとの断水人口の割合（断水率）

31 トイレットペーパーの算出式における「0.18」という係数は、経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計より試算

32 生理用品の算出式における「1／7」という係数は、生理期間における１日当たりの必要量を求めたもの

33 生理用品の算出式における「1／4」という係数は、生理期間を４週に１回と想定したもの

(5)～(13)（略）

4 大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年 2 月内閣府（防災担当））（抜粋）

1 章 はじめに

1.1 本「手引き」の目的

〔業務継続計画に特に重要な 6 要素〕

業務継続計画の中核となり、その策定に当たって必ず定めるべき特に重要な要素として以下の 6 要素がある。「ガイド」では、市町村はこれらの 6 要素（表 1-1）についてあらかじめ定めておくものとしている。

表 1-1 業務継続計画の特に重要な 6 要素

(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	首長が不在の場合の職務の代行順位を定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。 ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。 ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。
(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。 ・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。
(3) 電気、水、食料等の確保	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。 ・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。 ・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。
(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。 ・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。
(5) 重要な行政データのバックアップ	業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを確保する。 ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。
(6) 非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 ・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

5 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（平成25年5月内閣府男女共同参画局）（抜粋）

第1 基本的な考え方

1～3（略）

4 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する

避難生活において人権を尊重することは、女性にとっても、男性にとっても必要不可欠であり、どのような状況にあっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要である。

東日本大震災の避難所において、間仕切り用パーティションや更衣室がないため、布団の中で周りの目を気にしながら着替えなければいけなかったことや、街灯がなく暗い屋外のトイレを利用することに不安を感じていたこと、などが報告された。

男女の人権を尊重して、避難生活の安全・安心を確保するため、女性や子どもに対する暴力等の予防のための取組や、プライバシーを確保できる仕切りの工夫、異性の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、安全な男女別トイレ、授乳室等の整備、安心して相談や診察等を受けることができるスペースの整備等を行うことが重要である。

5～7（略）

第2 各段階において必要とされる取組

1～2（略）

3 避難所

(1) 避難所の開設 ※一部のみ抜粋

○ 避難者の受入れに当たっては、乳幼児連れ、単身女性や女性のみ世帯等のエリアの設定、間仕切り用パーティション等の活用等、プライバシー及び安全・安心の確保の観点から対策を講じること。

4～8（略）

6 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン(平成28年4月 内閣府(防災担当)) (抜粋)

II. トイレの確保・管理に関する基本的な考え方

1 災害用トイレの確保にあたって

(1)～(3) (略)

(4) 計画づくり

災害時のトイレを確保するためには、平時に災害時に起こりうる事態を具体的に想定し、必要なトイレの数を試算し、携帯トイレ等の備蓄、マンホールトイレ等の整備の推進や、災害時にトイレを調達するための手段の確立等、計画的に実施することが求められる。

これらの結果として、「災害時のトイレ確保・管理計画」として取りまとめ、周知、徹底を図ることも期待される。

2 (略)

3 トイレの個数(目安)

市町村は、過去の災害における仮設トイレの設置状況や、国連等における基準を踏まえ、

- ・災害発生当初は、避難者約50人当たり1基
- ・その後、避難が長期化する場合には、約20人当たり1基
- ・トイレの平均的な使用回数は、1日5回

を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましい。

トイレの個数については、施設のトイレの個室(洋式便器で携帯トイレを使用)と災害用トイレを合わせた数として算出する。

また、バリアフリートイレは、上記の個数に含めず、避難者の人数やニーズに合わせて確保することが望ましい。

ただし、これらは目安であり、避難所におけるトイレの個数については、避難者の状況や被害の程度等により必要となる個数が異なる。各避難所では、トイレの待ち時間に留意し、避難者数(男女毎も含む)に見合ったトイレの個数と処理・貯留能力を確保することが重要である。

また、避難者等の状況を踏まえつつ、以下の点にも留意する必要がある。

- ① トイレは発災直後から必要であることから、最低限必要な個数を備蓄し、その後のニーズに応じて数を確保し、快適性の確保を図ること。

- ② トイレは、原則として男性用，女性用を区別し，女性用トイレを多く設置するとともに，建物内のトイレを優先して障害者，高齢者，女性や子供に使用させる等の工夫に努める必要がある。

なお，避難所のトイレをすべて備蓄で賄うことは現実的ではなく，発災時に災害用トイレを迅速に調達できるよう，あらかじめ関係団体や事業者と協定を締結する等，連携体制を強化し，災害時に円滑に運用することが重要である。

4～5（略）

7 福岡県備蓄基本計画（平成26年3月）（抜粋）

第3章 公助による備蓄・調達

第1節 市町村

第1～第5（略）

第6 災害対応職員用の備蓄

災害対応職員を対象とした3日分以上の飲料水，食糧，活物資の備蓄に努める。